

令和2年度の地域力創造グループの施策等について②

令和2年1月24日
地域力創造グループ
地域自立応援課

關係人口拡大・創出事業

関係人口について

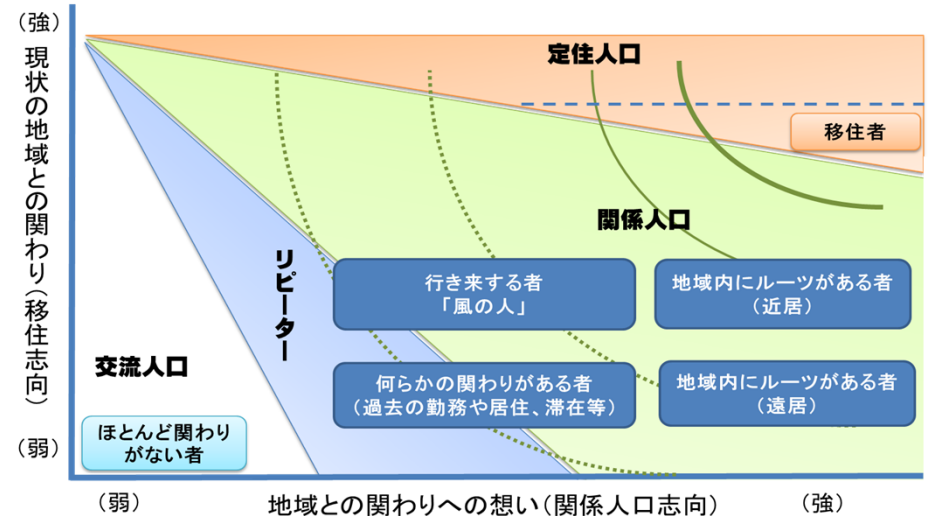
- **「関係人口」とは、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、特定の地域に継続的に多様な形で関わる者。**
- 地方圏は、人口減少・高齢化により地域づくりの担い手不足という課題に直面しているところ、地域によっては若者を中心に、変化を生み出す人材が地域に入り始めており、**「関係人口」と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待できる。**

関係人口が増えることの意義

関係人口は、その地域の担い手として活躍することにとどまらず、**地域住民との交流がイノベーションや新たな価値を生み、内発的発展につながる**ほか、**将来的な移住者の増加にもつながる**ことが期待される。また、関係人口の創出・拡大は、受入側のみならず、**地域に関わる人々にとっても、日々の生活における更なる成長や自己実現の機会をもたらす**ものであり、双方にとって重要な意義がある。

(第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」抜粋)

関係人口のイメージ



関係人口の取組例



<宮崎県五ヶ瀬町 (R元モデル事業)>
県立中高一貫校の卒業生を対象とした
関係人口案内人育成



<鳥取県鳥取市 (R元モデル事業)>
地方の農業に関心のある都市部からの
滞在者との協働による農業用水路の修繕



<愛媛県西条市 (H30モデル事業)>
「自立循環型関係人口プラットフォーム構築事業」での
「LOVE SAIJO ファンクラブ」を活用した地場製品のPR



<島根県邑南町 (H30モデル事業)>
「はすみファンと共に創る地域」事業
での「INAKAイルミ」の実施

「関係人口」の創出・拡大に向けて

令和元年11月22日
第20回まち・ひと・しごと創生会議資料

- 地方圏は、人口減少・高齢化により地域づくりの担い手不足という課題に直面しているところ、地域によっては若者を中心に、地域活性化に貢献する人材が地域に入り始めている。
- 「関係人口」と呼ばれる地域外の者が地域とのつながりをつくることは、地域にとっては地域づくりの担い手の確保が、「関係人口」にとっては更なる成長や自己実現の機会をもたらすことが期待される。
- 第2期においては、関係府省庁と連携して、「関係人口」の創出・拡大に取り組む地方公共団体数を明確な数値目標を掲げて増やすとともに、「関係人口」の取組の深化・横展開を推進する。

第1期からの取組

- 地域外の者が「関係人口」となる機会創出を促進

モデル事業実施団体数
H30: 30団体、R元: 44団体



<島根県邑南町の例(H30モデル事業)>
「はすみファンと共に創る地域」事業での「INAKAイルミ」の実施

- 「関係人口」の意義や、モデル団体の取組などを全国に発信し、機運を醸成

第2期から新たに推進

「関係人口」の取組の深化

- 「関係人口」が地域と継続的に深くつながる事例を創出・発掘するため、
 - ・ 「関係人口」と地域との継続的な協働事業
 - ・ 「関係人口」も意識した地域活性化に取り組む地方公共団体を支援(取組例)
 - ・ 被災地ボランティアへの参加を契機に「関係人口」となった者と協働した、被災地の児童に対する学習支援などの継続的な復興事業
 - ・ 地域外の者のアイデアを取り入れた地域ブランド商品の開発

深化した取組が全国で定着

全国へ横展開

目指す姿

全国各地で、「関係人口」が地域と関わり合いながら地域活性化に貢献



<愛媛県西条市の例(H30モデル事業)>
「自立循環型関係人口プラットフォーム構築事業」での「LOVE SAJO ファンクラブ」を活用した地場製品のPR

○関係人口の創出・拡大に向けて、関係人口と地域との継続的な協働事業や関係人口も意識した地域活性化に取り組む地方公共団体への支援により、取組を深化させるとともに、全国に向けた情報発信により、深化した取組の横展開を推進

【これまでの取組・現状】

- モデル事業実施団体数
H30：30団体、R元：44団体

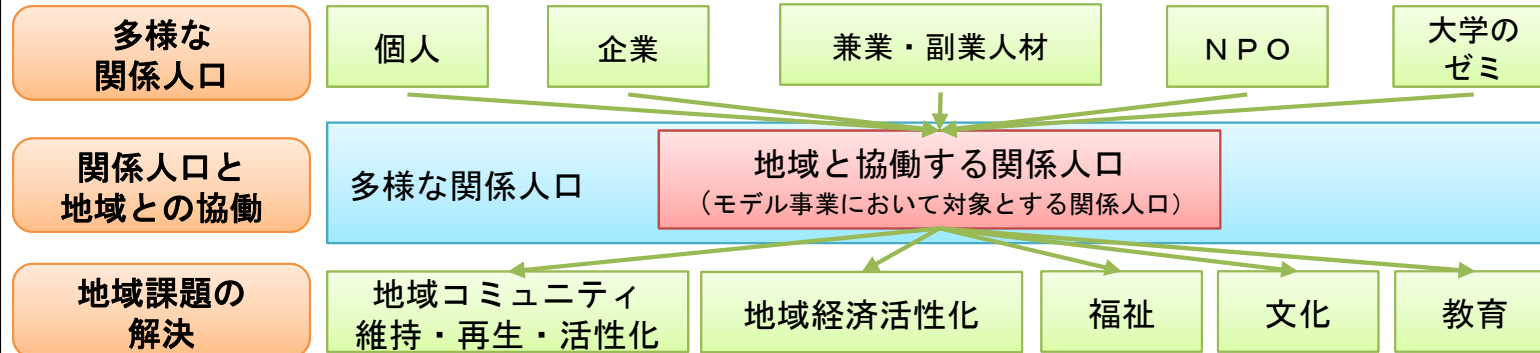
【目標・成果イメージ】

- 全国各地で、関係人口が地域と関わり合いながら地域活性化に貢献する姿を目指す
- 関係府省庁と連携して、関係人口の創出・拡大に取り組む地方公共団体数を明確な数値目標を掲げて増やす

地方公共団体の取組の深化を支援

- 関係人口が地域と継続的に深くつながる事例を創出・発掘するため、**関係人口と地域との協働**に取り組む地方公共団体をモデル事業により支援
(協働の手法は、現地における協働や都市部における遠隔での協働など多様な形を想定)

モデル事業のイメージ



深化した取組が全国に定着

目指す姿

**全国各地で、
関係人口が地域と
関わり合いながら
地域活性化に貢献**



<愛媛県西条市の例 (H30モデル事業)>
「自立循環型関係人口プラットフォーム構築事業」での「LOVE SAIJO ファンクラブ」を活用した地場産品のPR

全国に向けた情報発信

- 「『関係人口』ポータルサイト」や全国ブロック別勉強会を通じて、関係人口の意義や事例を**全国に向けて情報発信**することで、深化した取組の横展開を推進

成果検証

- 過去のモデル事業実施後の取組状況等について把握し、専門家による成果検証を実施

等

サテライトオフィス誘致の取組に対する支援

サテライトオフィス誘致の取組に対する支援

サテライトオフィス・マッチング支援事業

R2予算案 0.1億円

- これまでに実施した企業ニーズ調査を踏まえ、地方公共団体と企業とのマッチング機会を提供することにより、地方へのヒト・情報の流れの創出を更に加速。

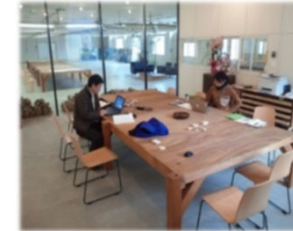


三大都市圏企業

多くの企業が
サテライトオフィスに前向き

サテライトオフィス マッチングセミナー

地方公共団体と民間企業との
マッチング機会を提供



地方公共団体

600を超える地方公共団体が
誘致に取り組む

「お試しサテライトオフィス」に係る特別交付税措置

- 地方公共団体による都市部企業等の社員の「お試し勤務」の受入れを通じたサテライトオフィス誘致の取組に要する経費について特別交付税措置

対象経費：都市部の企業のお試し勤務の誘引に要する経費（都市部におけるPR経費等）
：お試し勤務環境の用意に要する経費（オフィスの賃料等（原則、ハード事業は対象外））
：お試し勤務期間中の活動に要する経費（交通費、地元企業とのビジネスマッチングイベント開催費等）

※ 対象経費の上限額：1団体当たり1,000万円 ※ 措置率0.5×財政力補正

お試しサテライトオフィス特設サイト・Facebookページの開設

魅力あふれる職場環境を求める民間企業やサテライトオフィスの開設・誘致を目指す地方公共団体に向けて情報を発信するため、「お試しサテライトオフィス」特設サイト及びFacebookページを開設。

- 特設サイトでは、地方公共団体のサテライトオフィスの取組内容、企業の「お試し勤務」を受け入れる施設や地域の紹介などを掲載
- 併せてFacebookページで総務省及び関係地方公共団体における事業内容を適時発信

お試しサテライトオフィス 特設サイト

▶ <http://www.soumu.go.jp/satellite-office/>



総務省 お試しサテライトオフィス Facebookページ

▶ <https://www.facebook.com/otameshisatelliteoffice/>



Facebook 総務省 -お試しサテライトオフィス-

検索

地域おこし企業人交流プログラム

地域おこし企業人交流プログラム

○ 地方公共団体が、三大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かし、地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらうプログラム。

対象者

三大都市圏に所在する企業等の社員

※三大都市圏に本社機能を有する企業等については派遣時に三大都市圏に勤務することを要しない

活動地域

- ①定住自立圏に取り組む市町村(中心市及び近隣市町村)
- ②条件不利地域を有する市町村

期間

6月～3年

特別交付税措置

- 企業人の受入の期間前に要する経費
上限額 年間100万円(措置率0.5)／団体
(派遣元企業に対する募集・PR、協定締結のために必要となる経費)
- 企業人の受入の期間中に要する経費
上限額 年間560万円／人
(派遣元企業に対する負担金等)
- 企業人が発案・提案した事業に要する経費
上限額 年間100万円(措置率0.5)／人

実績

※特別交付税ベース

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
企業人数	22人	28人	37人	57人	70人
受入団体数	17団体	25団体	32団体	50団体	56団体

【地域における企業人の活動事例】

(ICT分野)

○ICTを活用した高齢者生活支援・アクティブシニア活躍支援・健康増進事業

(観光分野)

○観光分野の専門知識や経験をいかし、観光連携組織(DMO、観光協会等)との連携によるインバウンド対策・着地型旅行商品の開発・閑散期の誘客対策

(シティプロモーション)

○営業の専門知識や人脈と経験をいかし、地域ブランドを大都市圏でPRし、販路を拡大

(エネルギー分野)

○再生可能エネルギーの専門知識をいかし、新産業及び地域雇用を創出

民間企業

社会貢献マインド
人材の育成・キャリアアップなど

- ⇒ 民間企業の新しい形の社会貢献
- ⇒ 多彩な経験を積ませることによる人材育成・キャリアアップ

自治体

民間のスペシャリスト人材
を活用した地域の課題解決へのニーズ

- ⇒ 民間企業において培った専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用
- ⇒ 外部の視点・民間の経営感覚・スピード感覚を得ながら取組を展開



「地域おこし企業人交流プログラム」導入事例（年度間スケジュールのイメージ）

N年度開始時に企業の人材を受け入れる例

【①受入前の派遣交渉】
受入前年度において地方公共団体から、民間企業に派遣の交渉

(N-1) 年度中

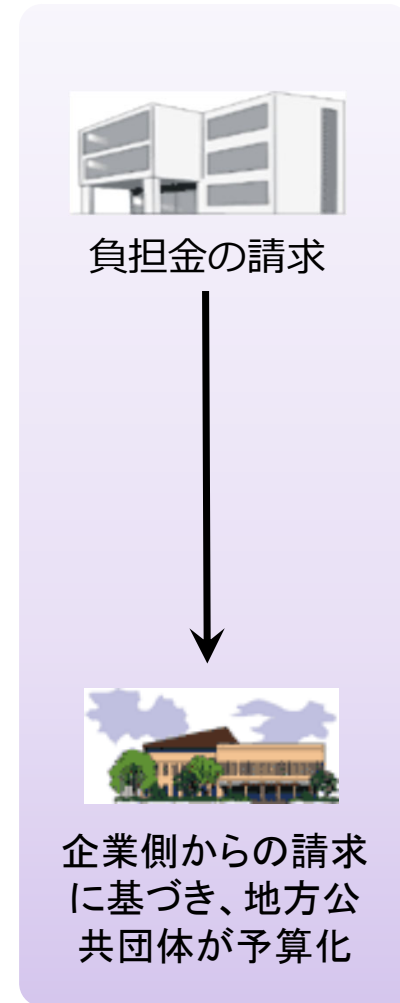
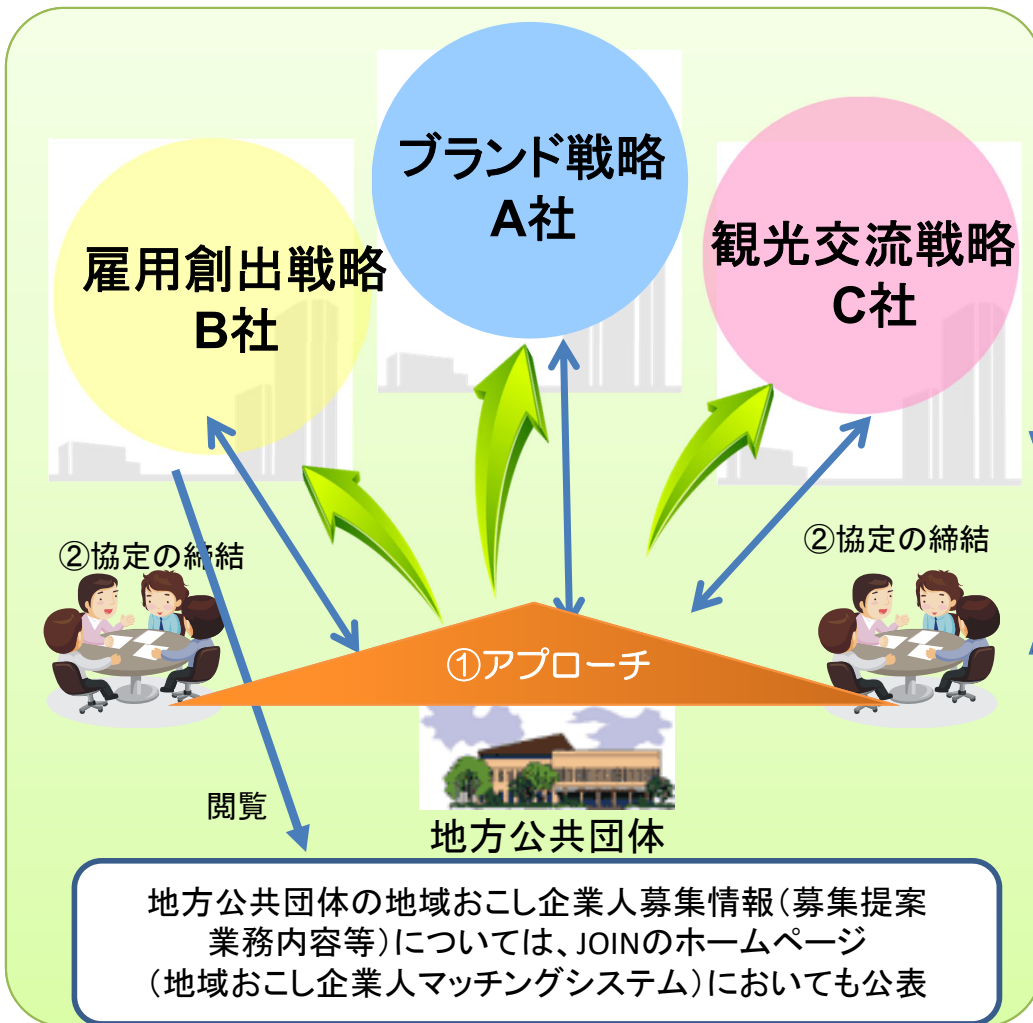
【②派遣協定の締結】
受入自治体と派遣元企業において協定を締結

(N-1) 年度中
(3月末まで)

【③派遣期間中】
地域おこし企業人として、協定に基づき職務に従事。企業人の発案・提案による事業について

N年度4月～

【④経費負担】
協定に基づき、企業人に係る人件費等を地方公共団体から派遣元企業に対して歳出
N年度中に支出負担行為



外部専門家（地域力創造アドバイザー）制度

外部専門家（地域力創造アドバイザー）制度

地域人材ネット

外部専門家（＝地域力創造アドバイザー）のデータベース

- 地域独自の魅力や価値の向上の取組を支援する民間専門家や先進自治体で活躍している職員(課)を登録
- 民間専門家(344名)、先進自治体で活躍している職員(15名(組織を含む))

(令和元年10月2日現在 計359名・組織)

- 地域力創造アドバイザー検索ページ <http://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html>

特別交付税措置

- 対象市町村:定住自立圏を実施する市町村、
条件不利地域を有する市町村
- 特別交付税措置の内容:
市町村外在住の外部専門家を年度内に延べ10日以上又は5
回以上(※1)招へいして、地域独自の魅力や価値を向上させる
取組を実施した場合に、市町村に対して特別交付税措置。

※1 日帰りの場合は1回あたり6時間以上を確保すること

※2 業務委託の場合も外部専門家の報償費(現地指導及び
資料作成分のみ)と自治体までの旅費・宿泊費、ワーク
ショップに係る経費のみを対象とする(その他の経費や
事業費等は対象としない)

■ 1市町村当たり、以下に示す額を上限額として、最大3年間

- ◇ 民間専門家等活用 (5,600千円/年)
- ◇ 先進自治体職員(組織)活用 (2,400千円/年)

活用例

以下のような事業の実施に当たり、外部人材を活用。

- 地域運営組織が行政に頼らず、自立し、自主運営してい
く基盤を作り上げることにより、市民と行政の協働による
まちづくりを推進するため、まちづくりコーディネーターとし
て活躍する人材を育成するために活用

(外部専門家の役割)

- ・講義、ワークショップ等による、まちづくりコーディネーター
の養成

- 市直営のワイン製造施設運営に関し、製造するワインの
品質向上及び販売増進を図るために活用

(外部専門家の役割)

- ・醸造技術・商品開発指導

地域おこし協力隊

地域おこし協力隊について

地域おこし協力隊とは

- **制度概要**：都市地域から過疎地域等の**条件不利地域に住民票を異動**し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「**地域協力活動**」を行いながら、**その地域への定住・定着を図る**取組。
- **実施主体**：地方公共団体
- **活動期間**：**概ね1年以上3年以下**
- **地方財政措置**：
 - ◎ 地域おこし協力隊取組自治体に対し、概ね次に掲げる経費について、**特別交付税措置**
 - ① 地域おこし協力隊員の活動に要する経費：隊員1人あたり400万円〔※〕上限
 (報償費等200万円〔※〕、その他の経費(活動旅費、作業道具等の消耗品費、関係者間の調整などに要する事務的な経費、定住に向けた研修等の経費など) 200万円)
 ※ 平成27年度から、隊員のスキルや地理的条件等を考慮した上で最大250万円まで支給可能とするよう弾力化することとしている(隊員1人当たり400万円の上限は変更しない。)
 ※ 会計年度任用職員制度の導入に伴い、令和2年度は期末手当等の支給に係る経費として40万円を上乗せし、報償費等は原則240万円上限(活動経費は計440万円上限)
 - ② 地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費：最終年次又は任期終了翌年の起業する者又は事業を引き継ぐ者1人あたり100万円上限
 - ③-1 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：1団体あたり200万円上限
 - ③-2 「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：1団体あたり100万円上限
 - ◎ 都道府県が実施する地域おこし協力隊等を対象とする研修等に要する経費について、普通交付税措置(平成28年度から)



地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～

地域おこし協力隊

- 自身の才能・能力を活かした活動
- 理想とする暮らしや生き甲斐発見

地域

- 斬新な視点(ヨソモノ・ワカモノ)
- 協力隊員の熱意と行動力が地域に大きな刺激を与える

地方公共団体

- 行政ではできなかった柔軟な地域おこし策
- 住民が増えることによる地域の活性化

隊員数、取組団体数の推移

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
隊員数	89人	257人	413人	617人	978人	1,629人 (1,511人)	2,799人 (2,625人)	4,090人 (3,978人)	4,976人 (4,830人)	5,530人 (5,359人)
団体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体	673団体	886団体	997団体	1,061団体

※総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づく隊員数

※平成26年度以降の隊員数は、名称を統一した「田舎で働き隊(農林水産省)」の隊員数(26年度：118人、27年度：174人、28年度：112人、29年度：146人、30年度：171人)と合わせたもの。カッコ内は、特別交付税算定ベース。

隊員の約4割は女性

隊員の約7割が20歳代と30歳代

任期終了後、約6割が同じ地域に定住
 ※H31.3末調査時点

地域おこし協力隊の拡充（令和6年度に8千人）

現状

- 平成21年度に創設。
- 平成30年度の地域おこし協力隊員数は約5千5百人。平成25年度比で約5倍に増加。
- 隊員の約6割は任期終了後も定住。同一市町村内に定住した隊員の約4割は自ら起業。



拡充内容

～令和6年度に8千人へ～

1. 隊員数の拡充

シニア層や在住外国人、青年海外協力隊経験者等、「ふるさとワーキングホリデー」参加者等、応募者の裾野を拡大する。また、地域や地域の人々と多様に関わる「関係人口」を創出し、将来的な隊員のなり手の確保を図る。

JETプログラム終了者については、隊員として広く活躍できるよう、地域要件を緩和。（令和元年度から）
3大都市圏内において、2005年から2015年の人口減少率が11%以上である22市町村において、受入れ可能となるよう地域要件を緩和。（令和元年度から）

2. 事業承継の支援

隊員の起業に向けた金融面での支援を実施するなど、起業支援を更に充実させるとともに、事業引継ぎ支援センターと連携し、事業者と隊員をマッチングするモデル事業に取り組むなど、事業承継を支援し、任期終了後の定住・定着を一層推進する。

3. 「おためし地域おこし協力隊」の創設（令和元年度から）

地域おこし協力隊として活動する前に、一定の期間（2泊3日以上）、地域協力活動を体験し、受入地域とのマッチングを図る。

4. 隊員OB・OGのネットワーク化

今後増える地域おこし協力隊員OB・OGをネットワーク化することにより、隊員の受入・サポート体制の充実を図る。

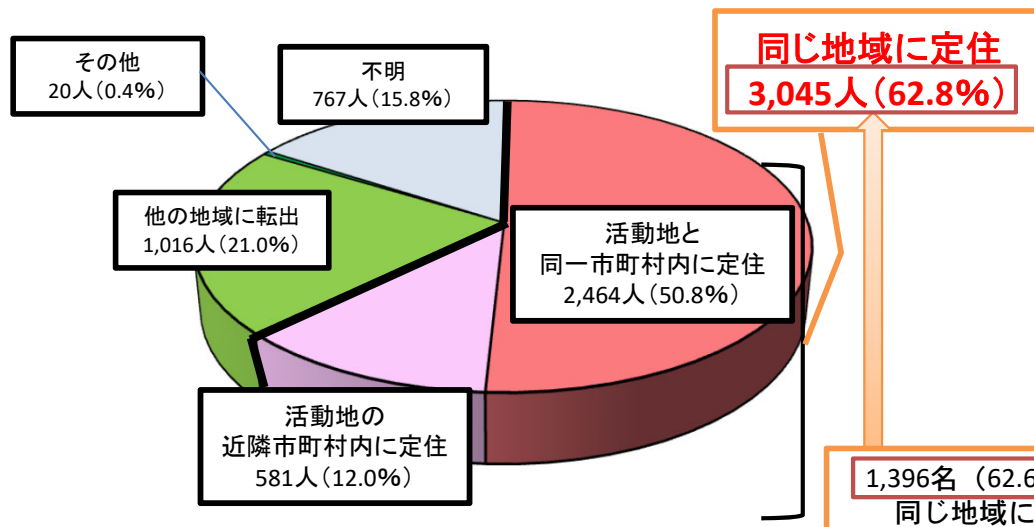
地域おこし協力隊の定住状況等に係る調査結果概要 (令和2年1月公表)

○平成31年3月31日までに任期終了した地域おこし協力隊員の定住状況等について調査を実施。
(前回調査：平成29年3月31日までに任期終了した隊員)

任期終了した隊員は累計で4,848人
前回調査 (2,230人) 比で約 2.2 倍に増加

- ・ 男性 3,037人 (63%)、女性 1,811人 (37%)
- ・ 20代 1,538人 (32%)、30代 1,958人 (40%)

任期終了後、約 6 割の隊員が同じ地域に定住



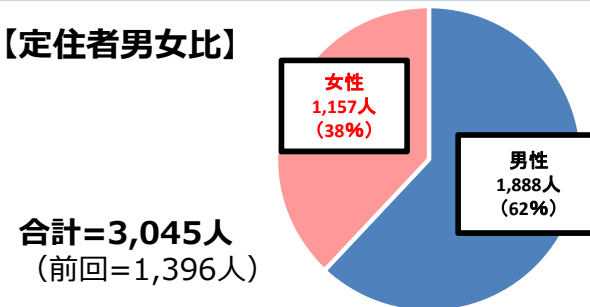
合計=4,848人
(前回=2,230人)

《前回調査結果》

活動地と同一市町村内に定住	48%
活動地の近隣市町村内に定住	14%

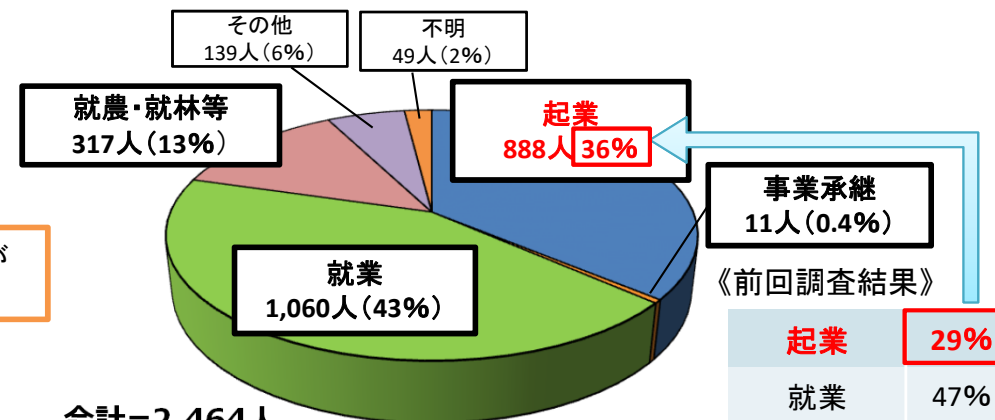
定住者は計3,045人
前回調査 (1,396人) 比で約 2.2 倍に増加

【定住者男女比】



合計=3,045人
(前回=1,396人)

同一市町村内に定住した者は2,464人
前回調査 (1,075人) 比で約 2.3 倍に増加
うち、3人に1人以上 (36%) が起業
前回調査時(29%)から増加



合計=2,464人
(前回=1,075人)

《前回調査結果》

起業	29%
就業	47%
就農等	14%

地域おこし協力隊 都道府県別任期終了者数と定住率

都道府県名	任期終了者数	うち定住者数※	定住率	都道府県名	任期終了者数	うち定住者数※	定住率
北海道	704	496	70.5%	滋賀県	68	40	58.8%
青森県	36	25	69.4%	京都府	43	32	74.4%
岩手県	73	48	65.8%	大阪府	0	0	—
宮城県	58	28	48.3%	兵庫県	98	56	57.1%
秋田県	67	31	46.3%	奈良県	97	68	70.1%
山形県	165	93	56.4%	和歌山県	33	21	63.6%
福島県	103	59	57.3%	鳥取県	119	75	63.0%
茨城県	76	44	57.9%	島根県	287	153	53.3%
栃木県	64	40	62.5%	岡山県	183	106	57.9%
群馬県	89	46	51.7%	広島県	103	67	65.0%
埼玉県	10	7	70.0%	山口県	48	38	79.2%
千葉県	26	16	61.5%	徳島県	115	71	61.7%
東京都	10	8	80.0%	香川県	29	17	58.6%
神奈川県	2	1	50.0%	愛媛県	109	75	68.8%
新潟県	173	126	72.8%	高知県	216	141	65.3%
富山県	51	32	62.7%	福岡県	90	65	72.2%
石川県	31	18	58.1%	佐賀県	22	11	50.0%
福井県	75	50	66.7%	長崎県	123	67	54.5%
山梨県	197	109	55.3%	熊本県	77	57	74.0%
長野県	383	246	64.2%	大分県	143	95	66.4%
岐阜県	77	45	58.4%	宮崎県	75	47	62.7%
静岡県	48	40	83.3%	鹿児島県	118	64	54.2%
愛知県	24	15	62.5%	沖縄県	40	23	57.5%
三重県	70	33	47.1%				

※活動地と同一市町村内に定住した者と、活動地の近隣市町村内に定住した者の計

地域おこし協力隊～取組事例～①

青森県佐井村

(平成29年度:4名)

【概要】

- ・基幹産業である漁業を将来にわたって存続させるため、就業希望者が経験ゼロからでも円滑に就業できるよう資金給付を行う。
- ・就業相談会の開催、漁業現場での研修など、求職者の段階に応じた支援を行うことで、就業と定着を図る。

【活動内容】

- ・漁協の正組合員、准組合員としての資格取得。
- ・漁業の基礎知識習得のための後継者育成研修の受講、現場での技能・技術習得。

【ポイント】

- ・漁師縁組事業における漁業支援員として、活動期間内(最長5年間)での漁業権の取得を認めている。



青森県田子町

(平成29年度:3名)

【概要】

- ・全国唯一の漆掻き用具制作の鍛冶職人に弟子入りし技術を保存・伝承する。

【活動内容】

- ・漆掻き用具制作技術の保存・伝承および情報発信にかかる活動。

【ポイント】

- ・担い手・後継者不在により消滅の危機にある産業を地域として保存する「継業」の施策により、地域から漆関連の産業が消滅する等の新たな損失を防ぐ取組をしている。
- ・隊員は鍛冶職に10年間従事していた経験があり、隊員のスキルと地域協力活動が上手くマッチングしている。



山形県寒河江市

(平成29年度:5名)

【概要】

- ・カメラマンの経験を生かし、伝統工芸品等の魅力発信・ブランド化に取り組む。

【活動内容】

- ・手編み草履に関するブランド化・販路拡大のサポート。
- ・インターネット等を活用した情報発信。

【ポイント】

- ・元青年海外協力隊、プロカメラマンという二つの顔を持ち、支援企業の海外との交渉の橋渡しをしたり、伝統産業の魅力発信のためのホームページやパンフレット作成など、これまでの経験を最大限に活かした活動を行っている。



山形県高畠町

(平成29年度:6名)

【概要】

- ・季節ごとの町のPR映像を作成し、魅力を発掘しながら県内外に町を宣伝し、実際に体験イベントやイルミネーションイベントなどを企画して観光・交流人口の拡大を推進する。

【活動内容】

- ・町内のイベント・行事の運営協力、支援。
- ・観光イベント・首都圏との交流事業への協力。
- ・廃校利活用事業(熱中小学校)への運営協力。
- ・地元住民との交流イベント等の企画・実施。
- ・商店街などのPRホームページを立ち上げ。

【ポイント】

- ・廃校を活用した「熱中小学校」にて広報を担当し、体験イベントも実施している。



地域おこし協力隊～取組事例～②

栃木県日光市

(平成29年度:10名)

【概要】

- 外国人観光誘客を目的とした様々な企画・運営。

【活動内容】

- 外国語表記メニュー、会話ツールを導入し、外国人が感じる魅力や不便な点を調査し、外国人向けモニターツアーを企画・運営。
- 外国人向けメディアへの情報配信を目的とし外国人記者を招き、外国人目線で記事を作成してもらい地域の魅力を配信。

【ポイント】

- 地域との関係性を活かした地域限定旅行業の起業に向けた準備を進めている。
- 地域の観光資源を活かした「着地型観光」ツアーの企画・販売やインバウンド観光を展開予定。



富山県立山町

(平成29年度:5名)

【概要】

- 地域の山林・竹林の保全と林業による定住モデル(自伐型林業従事者)。

【活動内容】

- 自伐型林業を実践し、里山地域の山林・竹林の管理保全を図る。
- 建材だけでなく、薪材や木質チップなど木材の活用を拡大する。
- 林業をベースとした地域定住のモデルとして新たな人材を呼び込む。

【ポイント】

- 地域の行事や自治活動へ積極的に参画し、地域の一員として関わりながら、特色を活かした活性化の取組を展開している。
- 地域の方から庭木の伐採等を引き受けていることもあり、住民交流も活発で地域全体の活性化にも繋がっている。



愛知県豊根村

(平成29年度:5名)

【概要】

- 村が所有していた空き家を改修し、協力隊の活動拠点として「チャレンジラボ 空の家」を整備。

【活動内容】

- 協力隊の自由な活動ができる場所として、空き家及び周辺の山林・畑を確保。
- 村内外の交流促進のため、協力隊の活動内容の発表・展示や、毎月最終月曜日の夜に開催する「月いち夜会」、大学と連携したイベント等を開催。

- 現役隊員が地域への定着を進めるため、気軽に地域の人たちが立ち寄れる拠点づくり。

【ポイント】

- 協力隊の自由なアイデアを実践できる場所として空の家を活用している。



滋賀県米原市

(平成29年度:5名)

【概要】

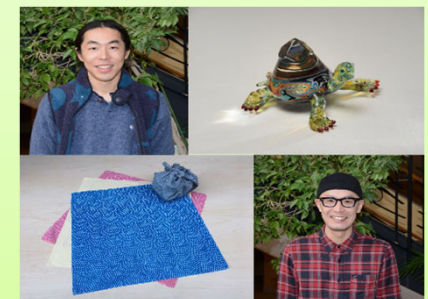
- 米原市特有の素材や文化を活用した新しい民藝の創生。
- 荒廃した里山を整備する自伐型林業の担い手『やまもりびと』の育成。

【活動内容】

- 草木染め作品・ガラス工芸品の制作、販売。
- 自伐型林業による木材の循環利用の仕組みづくりおよび6次産業化。

【ポイント】

- 任期終了後も引き続き米原市内に定住して工房等の拠点を置き、地域資源を活かした工芸品等の制作活動に取り組んでいる。
- 『やまもりびと』となるため、自伐型林業の技術の習得を進めている。



地域おこし協力隊～取組事例～③

奈良県しもいちちょう下市町

(平成29年度:1名)

【概要】

- ・割箸発祥の地「下市町」で「割箸職人」として吉野杉箸を製造する他、新たな割箸の可能性を見つけ出しながら活動する。

【活動内容】

- ・割箸の製造、新商品の開発、割箸のプロモーション等。

【ポイント】

- ・割箸職人として27年間仕事をしてきた経歴を活かし、より良い商品の開発及び販路拡大を図っている。さらには、任期後も見据え割箸発祥の地「下市町」での割箸産業の維持、若者雇用拡大を目指している。



鳥取県ことうらちょう琴浦町

(平成29年度:4名)

【概要】

- ・飲食店経営等を目指す住民等を対象に、チャレンジの場を作る目的で、日替わり店長のシステムを利用した飲食店「鳥の巣」をオープン。

【活動内容】

- ・子ども食堂、ジビエの店、BAR、定食屋等が出店。
- ・町の情報発信、観光案内、イベントの企画。
- ・町内外の若者の交流及び移住促進拠点。

【ポイント】

- ・町の空き店舗を利活用し、DIY大会を開催して住民と一緒に改修。町の人と一緒に作ることで、愛着を持ってもらえ、交流の場となった。



島根県やすぎし安来市

(平成29年度:6名)

【概要】

- ・地域ビジョンづくりと地域運営組織の立ち上げ。

【活動内容】

- ・農業による地域おこしを目的とした活動および地域ビジョンの作成。
- ・地域運営組織「えーひだカンパニー」の運営。
- ・SNSなどでの情報発信業務及び移住定住PRイベントへの参画。

【ポイント】

- ・地域と協働しながら地域運営組織(えーひだカンパニー株式会社)を立ち上げた。
- ・地域運営組織を立ち上げることで、地域の活性化の流れを効率的に集約、実施することに繋がった。



鹿児島県ひおきし日置市

(平成29年度:1名)

【概要】

- ・ものづくりとコミュニティの融合を図る活動。

【活動内容】

- ・観光案内所兼コミュニティスペースとして改修した空き家「美山笑点」の運営。
- ・移住定住コーディネーター。
- ・美山朝マルシェの企画運営。
- ・地域コミュニティ各会議、地域行事への参画。
- ・市内外会議のファシリテーション。

【ポイント】

- ・薩摩焼の里として、ものづくりとコミュニティの融和が課題であった地区を、様々な手法でつなぎながら、積極的に情報を発信している。



地域おこし協力隊～取組事例～④

千葉県いすみ市

(平成29年度:18名)

【概要】

・観光業の活性化のため、ターゲットをインバウンドに絞り、教育旅行を誘致。

【活動内容】

・教育旅行の誘致(平成29年5月から平成30年12月まで台湾、マレーシア、フィリピンの6校200名を誘致。2019年度も国内外で1,000名の誘致が確定)

・個人観光客の誘致(今後は外国人観光客に感心が高い体験メニューを整備し、個人客をターゲットとして海外に情報発信していく)

【ポイント】

・前職(リゾート系企業)で米国州立大学の日本キャンパス2校の設立を手掛けた経験があり、定年退職後、その経験を活かして隊員として活動し、地域の活性化、国際化に貢献している。



宮城県東松島市

(平成29年度:13名)

【概要】

・地域資源の6次産業化や、地域産品の情報発信に貢献。

【活動内容】

・地域の漁師や農家の下で作業の手伝いをしつつ、その産物の加工品の製造や販売、さらに東京などにおける販売の促進活動を行っている。今後は、販路開拓活動にも力を入れたいと考えている。

【ポイント】

・前職で食品流通業に長年携わってきたため、その経験を活かして活動を行っている。
・将来は、6次産業化やコンサルティングでの起業を目指しており、新商品開発などにも携わっていきたいと考えている。



愛媛県東温市

(平成29年度:9名)

【概要】

・文化芸術を核としたまちづくり「アートヴィレッジとうおん構想」の推進。

【活動内容】

・ミュージカルを通じた「アートヴィレッジとうおん構想」の推進。
(県内の偉人を題材としたミュージカルや市キッズミュージカルの脚本・演出)
・拠点施設「東温アートヴィレッジセンター」の運営。
・市内の次世代の演劇人材の育成。

【ポイント】

・ミュージカル界で活躍してきた経験を活かして、アートを活用したまちづくりに関わる。
平成31年4月、アート人材育成のために設立された「とうおん舞台芸術アカデミー」のアカデミー長に就任。



栃木県鹿沼市

(平成29年度:2名)

【概要】

・市の認知度向上やイメージアップのための活動。

【活動内容】

・市のPR映像の制作。
・市が発行する各種媒体のデザイン業務。
・5カ国語を話せるため、インバウンド促進にも寄与。

【ポイント】

・コスタリカ共和国出身。
・前職ではファッションブランド会社で企業PVや広告作成を行っており、加えてグラフィックデザインの専門的スキルを持つことから、それらを活かした活動を行っている。
・任期後は市内で映像クリエイターとして独立起業。



↑自身がデザインした「いちご市」ネクタイ。いちごのパターンがデザインされていて、職員が身に着けるほか、市内各所で販売されている。

地域おこし協力隊 ～「任期終了後」の活躍事例～

島根県雲南市

40代女性 起業

【定住状況】

- ・任期終了した4名の隊員のうち3名が定住。(平成29年7月1日時点)

【活動内容】

- ・隊員期間中は小学校が閉校した地域に入り、地域づくりに携わっていた。
- ・任期終了後、農地付き空家を購入し、農村民泊やカフェをしている。また、専門性を活かして、小中学校でのダンス授業や、幅広い世代への体づくりのワークショップや施術を行なうほか、ラジオで地域情報番組のパーソナリティをする等している。

【ポイント】

- ・元々の専門である体づくりの仕事と、協力隊の経験を活かした仕事を組み合わせた「多業」。



新潟県十日町市

30代男性 就業

【定住状況】

- ・任期終了した40名の隊員のうち27名が定住。(平成29年8月1日時点)

【活動内容】

- ・任期活動中は、地場農産物の地産地消活動、出張販売、春夏秋冬体験アクティビティの開発、支援世帯の病院送迎、除雪などに取り組んでいた。
- ・任期終了後は、里山体験に特化した法人を立ち上げ、自身もガイドとして、様々な里山体験ツアーなどを開催している。

【ポイント】

- ・任期中の隊員活動の実績を元にした、活動地での起業と就業。



岡山県美作市

20代男性 就農

【定住状況】

- ・任期終了した17名の隊員のうち12名が定住。(平成29年6月1日時点)

【活動内容】

- ・任期期間中は、棚田の再生が活動の軸となり、再生した棚田で農業や、周辺の森林資源を活かした林業を行う。また古民家を利用したコミュニティスペースづくりやイベントへの参加・協力・企画などの活動に取り組んでいた。
- ・任期終了後は、再生した棚田での米作りやにんにくなど農作物の生産を行いながら広葉樹施業、シイタケの原木栽培なども行っている。

【ポイント】

- ・過疎化で衰退してしまった棚田での米作りを再生した。



鳥取県八頭町

20代女性 就業

【定住状況】

- ・任期終了した6名の隊員のうち4名が定住。(平成29年7月1日時点)

【活動内容】

- ・任期活動中は、志子部集落で特産品の開発や交流体験事業の企画提案を行っていた。また地域の特産品を売る販路づくりなどを通して、地域のPR活動を行っていた。
- ・任期終了後はきのこの研究機関にコーディネーターとして就業。広報や企画の仕事を通じてキノコの美味しさや魅力を発信している。

【ポイント】

- ・地元の人から信頼を得て、活動を行っていた地で就業。



各地域での研修機会の充実を

- 総務省主催による初任者研修やステップアップ研修、受入自治体向け研修のほか、都道府県単位又はブロック単位でも同様に各種研修等を実施している例が増えている。
 - 隊員の円滑な地域協力活動の実施や任期終了後の定住・定着の支援に加え、**隊員同士の交流の機会**を確保する観点からも、こうした研修等をさらに充実させていく必要がある。
 - 隊員の起業等について、各都道府県の「よろず支援拠点」との連携も考えられる。
- **都道府県が実施する地域おこし協力隊等を対象とする研修等に要する経費について、普通交付税措置（平成28年度から）**

各団体の取組内容

愛媛県

○隊員向け研修

- ・ 県内の隊員及び集落支援員を対象とした「愛媛県地域おこし協力隊・集落支援員交流研修会」を開催している。隊員及び集落支援員間で情報交換をし、ネットワークを形成するとともに、自己の活動の意識啓発を目的としている。
- ・ 移住コンシェルジュ（県集落支援員）が、隊員を定期的に訪問するとともに、情報共有を行い、地域おこし協力隊のネットワーク・サポート体制を構築。それにより、隊員間の連携強化や不安解消を図り、定住につなげる活動を行っている。

新潟県

○隊員向け研修

- ・ 地域に入る心構えや地方自治体職員・地域住民との関係づくりの方法を学ぶための「初任者研修」を開催している。
- ・ 市町村担当者と隊員及び他の地域の隊員同士の交流と意思の共有を目的とした「隊員・担当者向け交流ネットワーク会議」も開催している。

○地方自治体職員向け研修

- ・ 隊員の受入れ体制の構築促進と、地方自治体における隊員受入れについてのビジョン形成の促進を目的に「市町村担当者研修」、「協力隊募集ワークショップ」を開催している。

「第6回 地域おこし協力隊全国サミット」について

全国で活躍する地域おこし協力隊員や隊員OB・OG、受入自治体関係者が一堂に集結し、地方移住や地域おこし協力隊に興味のある方、受入れを検討している自治体関係者も含めた第6回全国サミットを、令和2年2月2日（日）に東京都港区・東京ミッドタウンにおいて開催予定。

第6回 地域おこし協力隊 全国サミット

TOKYO MIDTOWN

日時：令和2年2月2日（日）13:00開会予定
会場：東京ミッドタウン ホール&カンファレンス（東京都港区）

1. メイン会場 13:00～16:00（予定）

【プログラム】

- 開会（オープニングムービー上映）
- 主催者挨拶
- 基調講演：北川 フラム 氏（アートディレクター）
- 地域おこし協力隊員等と有識者によるパネルディスカッション
コーディネーター：平井 太郎 氏（弘前大学准教授）、パネリスト（※調整中）

2. イベント会場 12:00～17:00（予定）

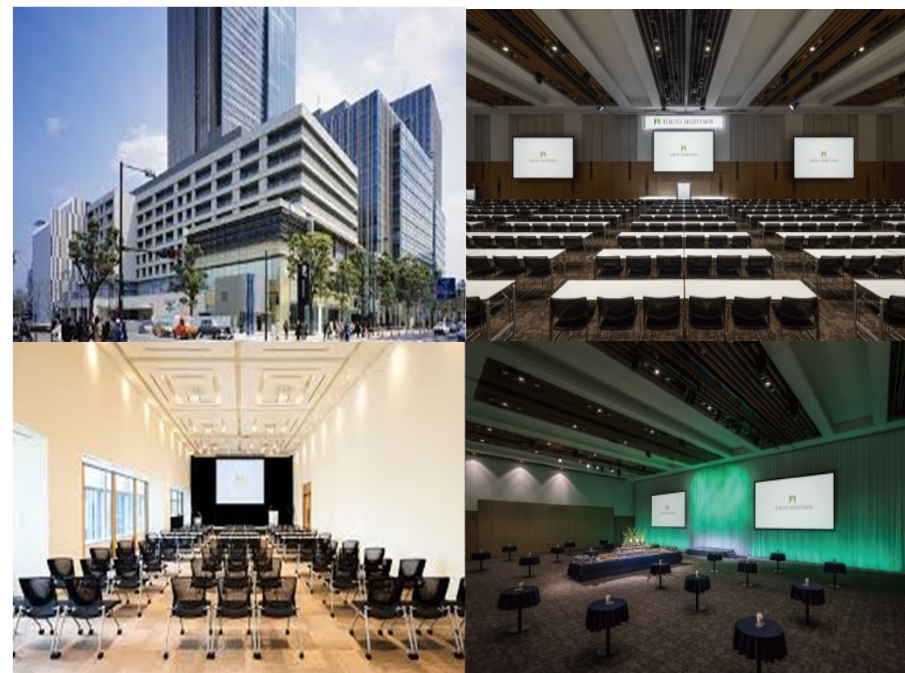
【協力隊展示ブース】

- 地域おこし協力隊員等による地域の特産品の販売・展示
- 隊員等の活動内容の報告・展示

3. サブ会場 14:45～16:30（予定）

【ワークショップ】

- 地域おこし協力隊員や自治体職員が関心の高いテーマについて、ワークショップを実施



（参考）平成30年度「第5回地域おこし協力隊全国サミット」の様子

今年度は「地域おこし協力隊ミニサミット」を大阪と名古屋で開催予定

- 大阪会場：12/15（日）午後 梅田スカイビル E会議室（JR大阪駅 徒歩12分）
- 名古屋会場：1/19（日）午後 TKP名駅桜通口カンファレンスセンター ホール4 A（JR名古屋駅 桜通口 徒歩6分）

※ 詳細については、特設ウェブサイト（<http://www.chiikiokoshitai.jp/>）をご覧ください。



地域おこし協力隊の推進に要する経費

R2予算案 1.5億円

○ 地域おこし協力隊の更なる拡充のため、全国サミットの開催等により広く制度の周知を行うとともに、隊員・地方公共団体双方への研修等により、隊員の円滑な活動を支援し、地域への人材環流を推進

制度周知・隊員募集

■「地域おこし協力隊全国サミット」の開催

- ・ 地域おこし協力隊や地方公共団体関係者のほか広く一般の方の参加も得て「地域おこし協力隊全国サミット」を開催し、事例報告やPR等により広く制度を周知するとともに、隊員同士の学び、交流の場を提供。

■地域おこし協力隊の更なる制度周知

- ・ 3大都市圏をはじめとする都市地域において制度を発信するとともに、関連機関と連携し、応募者の裾野を拡大。



隊員活動期間中

■「地域おこし協力隊サポートデスク」等による相談体制の確保

- ・ 隊員や地方公共団体担当職員からの相談に一元的に対応できるよう「地域おこし協力隊サポートデスク」において効果的なアドバイスを提供。
- ・ 各地域における協力隊OB・OGのネットワークづくりを推進することにより、より身近なサポート体制を構築。

■「初任者研修会」、「ステップアップ研修会」及び「地方公共団体職員向け研修会」の開催・充実

- ・ 初任隊員向けや、2～3年目の隊員向け、地方公共団体職員向けなど、隊員の円滑な活動の支援や地域への人材還流を推進するための各種研修会を開催するとともに、更なる研修機会の確保・充実を図る。

■「起業・事業化に向けた研修会」の充実

- ・ 起業や事業承継を目指す隊員が起業・事業化に向けた知識、ノウハウを身につける研修を実施。

■ 地域おこし協力隊「ビジネスサポート事業」の実施

- ・ 現役隊員、OB・OGから広く提案を募集し、隊員の創意工夫によるビジネスプランの磨き上げを実施。
優れたビジネスプランについては、現地において専門家によるサポートを強化。



任期後

起業・定住

地域への人材還流を推進！

地域おこし協力隊サポートデスク事業

- 地域おこし協力隊員の地域での活動が円滑に行えるよう受入・サポート態勢を支援
「移住・交流情報ガーデン」内に相談窓口を開設（平成28年9月27日開設）

事業内容

- 地域おこし協力隊員や受入自治体からの相談に一元的に対応できる
「地域おこし協力隊サポートデスク」を開設。
- 専門の相談員を配置し、隊員や自治体担当者から対面のほか、電話やメールでの相談・問合せを受け付け、効果的なアドバイスを提供。
- 全国の地域に共通する課題に対する経験やノウハウを共有化し、解決を後押し。
- 専門の相談員（協力隊員OB・OG）7名（うち女性3名）でサポート。

※ ただし、地域おこし協力隊に要する経費に対する財政措置や地方公務員法関係については、サポートデスクではなく、各都道府県又は総務省に問い合わせてください。

地域おこし協力隊サポートデスクの相談対応状況

（平成28年9月27日～平成31年3月31日・営業日763日間）

相談件数

合計	3,128件
・ 電話	2,224件
・ 電子メール	622件
・ 来訪（対面）	278件
・ 出張	4件

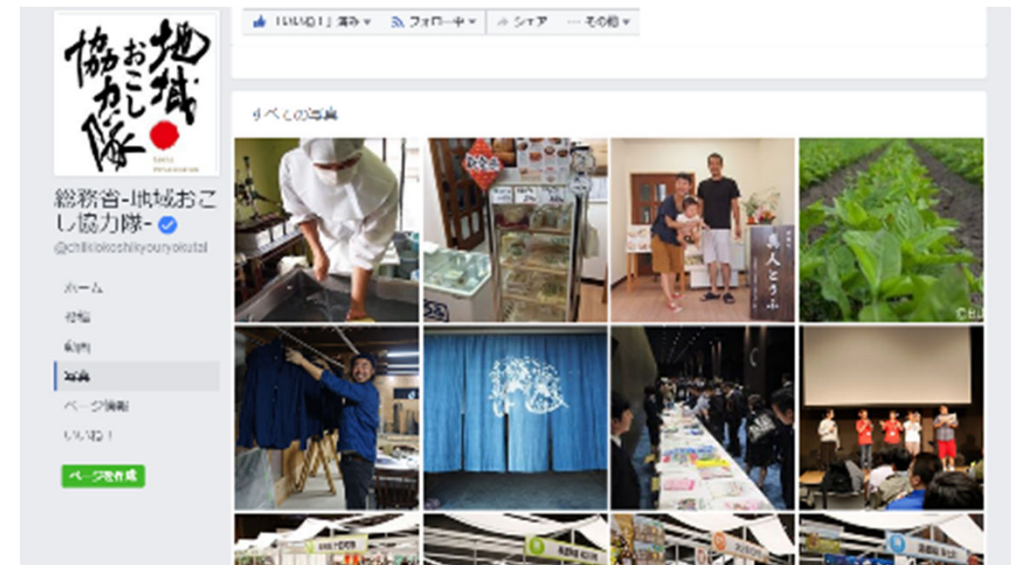
相談者区分

・ 自治体関係者	1,465件（46.9%）
・ 地域おこし協力隊員	1,242件（39.6%）
・ 協力隊希望者	178件（5.7%）
・ その他	243件（7.8%）

地域おこし協力隊Facebookページの開設

地域おこし協力隊員の方やこれからなりたいと考えている方、受入れ自治体の方などの役に立つ情報を発信するため、「総務省-地域おこし協力隊-」Facebookページを開設しました。

- 総務省が主催する地域おこし協力隊に関する各種イベントや研修等の情報を随時発信
- 個々の地域おこし協力隊や隊員OB・OGの活動の様子も紹介



平成28年10月
より運用開始！



総務省-地域おこし協力隊- Facebookページ

Facebook 総務省 -地域おこし協力隊-

検索



▶ <https://www.facebook.com/chikiokoshikyouryokutai/>

集落支援員

集落支援員について

集落支援員

地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施

※平成30年度 専任の「集落支援員」の設置数 1,391人 ※自治会長などとの兼務の集落支援員の設置数 3,497人

- ・地方自治体⇒集落支援員を設置し、集落支援員と協力して集落対策を推進
- ・総務省⇒地方自治体に対して、財政措置(支援員一人あたり350万円(※1)(他の業務との兼任の場合一人当たり40万円)を上限に特別交付税措置(※2)(人口集中地区を除く)、情報提供等を実施

※1:会計年度任用職員制度の導入に伴い、令和2年度は期末手当等の支給に係る経費として45万円を上乗せし、395万円を措置(他の業務との兼任の場合を除く)

※2:特別交付税の対象経費・・・集落支援員の設置に要する経費・集落点検の実施に要する経費・集落における話し合いの実施に要する経費・地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策に要する経費。なお、この対策は、過疎地域に所在する集落や、高齢者比率が一定以上の集落など特定の集落に限定していない。(参考)総務省通知(平成20年8月1日総行過第95号)

地方自治体の取組のフロー

■集落支援員の設置

- ・地方自治体の委嘱により「**集落支援員**」を設置。
- ・集落支援員は、市町村職員とも連携し、集落への「目配り」として、集落の巡回、状況把握等を行う。

集落支援員による支援

■集落点検の実施

- ・集落支援員は、市町村職員と協力し、住民とともに、**集落点検**を実施
- ※点検項目の例:「人口・世帯数の動向」、「通院・買物・共同作業の状況、農地の状況」、「地域資源、集落外との人の交流、UIターン、他集落との連携の状況」、など

■集落のあり方についての話し合い

- ・住民と住民、住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての**話し合い**を促進(「集落点検」の結果を活用)
- ・話し合いに当たり、実施時期・回数・参加者などを検討したり、集落支援員、市町村、住民や外部有識者の参加を求めると、行政との「話し合い」を実施

《 集落点検や話し合いを通じ必要と認められる施策 》

- ①デマンド交通システムなど地域交通の確保、②都市から地方への移住・交流の推進、③特産品を生かした地域おこし、④農山漁村教育交流、⑤高齢者見守りサービスの実施、⑥伝統文化継承、⑦集落の自主的活動への支援 等

積極的に実施

支援
総務省

集落支援員の活躍先

○支援員数 専任1,391名、兼任3,497名

331自治体(3府県328市町村) (平成30年度特交ベース)

※表は専任のみ

都道府県名	市町村名	支援員数	都道府県名	市町村名	支援員数	都道府県名	市町村名	支援員数	都道府県名	市町村名	支援員数	都道府県名	市町村名	支援員数	都道府県名	市町村名	支援員数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
北海道 (42)	名寄市	1	北海道 (42)	会津美里町	2	和歌山県 (18)	生坂村	4	山口県 (30)	安芸太田町	3	佐賀県 (13)	朝倉市	2	新潟県 (71)	茨城県 (39)	常陸大宮市	36	鳥取県 (67)	川上村	17	香川県 (3)	愛媛県 (3)	愛媛県★	1	大分県 (72)	朝倉市	2	山梨県 (1)	茨城県 (39)	茨城町	3	島根県 (137)	東吉野村	2	高知県 (64)	高知県 (64)	高知市	2	鹿児島県 (31)	東峰村	5	福島県 (22)	乙部町	1	静岡県 (17)	小谷村	8	徳島県 (29)	徳島県 (29)	阿武町	1	三重県 (91)	大船渡市	2	滋賀県 (47)	高野町	1	宮崎県 (16)	大船渡市	2	京都府 (30)	高野町	1	兵庫県 (121)	大船渡市	2	奈良県 (39)	高野町	1	秋田県 (3)	花巻市	1	愛知県 (1)	尾鷲市	3	岡山県 (29)	岡山県 (29)	瀬戸内市	2	鹿児島県 (31)	大船渡市	2	三重県 (91)	熊野市	24	広島県 (56)	広島県 (56)	庄原市	27	福島県 (22)	久慈市	2	滋賀県 (47)	いなべ市	60	福岡県 (22)	福岡県 (22)	廿日市市	6	宮崎県 (16)	遠野市	11	高知県 (64)	高知県 (64)	安芸高田市	3	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	久慈市	2	徳島県 (29)	徳島県 (29)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	一関市	3	香川県 (3)	香川県 (3)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	紫波町	1	愛媛県 (3)	愛媛県 (3)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	西和賀町	1	徳島県 (29)	徳島県 (29)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	気仙沼市	4	香川県 (3)	香川県 (3)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	加美町	1	愛媛県 (3)	愛媛県 (3)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	登米市	20	徳島県 (29)	徳島県 (29)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	加美町	1	香川県 (3)	香川県 (3)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	秋田県★	2	愛媛県 (3)	愛媛県 (3)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	鹿角市	1	徳島県 (29)	徳島県 (29)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	寒河江市	2	香川県 (3)	香川県 (3)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	西川町	2	愛媛県 (3)	愛媛県 (3)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	朝日町	2	徳島県 (29)	徳島県 (29)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	大江町	1	香川県 (3)	香川県 (3)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	金山町	2	愛媛県 (3)	愛媛県 (3)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	最上町	3	徳島県 (29)	徳島県 (29)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	舟形町	2	香川県 (3)	香川県 (3)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	真室川町	1	愛媛県 (3)	愛媛県 (3)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	大蔵村	1	徳島県 (29)	徳島県 (29)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	戸沢村	1	香川県 (3)	香川県 (3)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	川西町	1	愛媛県 (3)	愛媛県 (3)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	飯豊町	4	徳島県 (29)	徳島県 (29)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	遊佐町	2	香川県 (3)	香川県 (3)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	喜多方市	5	愛媛県 (3)	愛媛県 (3)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	二本松市	9	徳島県 (29)	徳島県 (29)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	田村市	2	香川県 (3)	香川県 (3)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	南会津町	3	愛媛県 (3)	愛媛県 (3)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	西会津町	1	徳島県 (29)	徳島県 (29)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	会津美里町	2	香川県 (3)	香川県 (3)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	白馬村	3	愛媛県 (3)	愛媛県 (3)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	小谷村	8	徳島県 (29)	徳島県 (29)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	高山村	11	香川県 (3)	香川県 (3)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	飯綱町	1	愛媛県 (3)	愛媛県 (3)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	木島平村	1	徳島県 (29)	徳島県 (29)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	関市	4	香川県 (3)	香川県 (3)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	中津川市	12	愛媛県 (3)	愛媛県 (3)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	瑞浪市	8	徳島県 (29)	徳島県 (29)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	恵那市	6	香川県 (3)	香川県 (3)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	白川町	5	愛媛県 (3)	愛媛県 (3)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	静岡市	8	徳島県 (29)	徳島県 (29)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	浜松市	4	香川県 (3)	香川県 (3)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	西伊豆町	2	愛媛県 (3)	愛媛県 (3)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	東栄町	1	徳島県 (29)	徳島県 (29)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	尾鷲市	3	香川県 (3)	香川県 (3)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	鳥羽市	2	愛媛県 (3)	愛媛県 (3)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	熊野市	24	徳島県 (29)	徳島県 (29)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	いなべ市	60	香川県 (3)	香川県 (3)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	紀北町	2	愛媛県 (3)	愛媛県 (3)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	長浜市	24	徳島県 (29)	徳島県 (29)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	守山市	2	香川県 (3)	香川県 (3)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	甲賀市	21	愛媛県 (3)	愛媛県 (3)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	京都府★	2	徳島県 (29)	徳島県 (29)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	京都市	6	香川県 (3)	香川県 (3)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	綾部市	2	愛媛県 (3)	愛媛県 (3)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	伊那市	14	徳島県 (29)	徳島県 (29)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	南丹市	6	香川県 (3)	香川県 (3)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	豊岡市	29	愛媛県 (3)	愛媛県 (3)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	西脇市	2	徳島県 (29)	徳島県 (29)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	篠山市	2	香川県 (3)	香川県 (3)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	養父市	35	愛媛県 (3)	愛媛県 (3)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	丹波市	22	徳島県 (29)	徳島県 (29)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	朝来市	27	香川県 (3)	香川県 (3)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	穴栗市	1	愛媛県 (3)	愛媛県 (3)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	神河町	1	徳島県 (29)	徳島県 (29)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	上郡町	2	香川県 (3)	香川県 (3)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	宇陀市	5	愛媛県 (3)	愛媛県 (3)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	山添村	1	徳島県 (29)	徳島県 (29)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	高取町	2	香川県 (3)	香川県 (3)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	明日香村	1	愛媛県 (3)	愛媛県 (3)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	吉野町	2	徳島県 (29)	徳島県 (29)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	天龍村	1	香川県 (3)	香川県 (3)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	十津川村	1	愛媛県 (3)	愛媛県 (3)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	下北山村	3	徳島県 (29)	徳島県 (29)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	上北山村	4	香川県 (3)	香川県 (3)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	安芸高田市	3	愛媛県 (3)	愛媛県 (3)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	安芸高田市	3	徳島県 (29)	徳島県 (29)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	安芸高田市	3	香川県 (3)	香川県 (3)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	安芸高田市	3	愛媛県 (3)	愛媛県 (3)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	安芸高田市	3	徳島県 (29)	徳島県 (29)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	安芸高田市	3	香川県 (3)	香川県 (3)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	安芸高田市	3	愛媛県 (3)	愛媛県 (3)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	安芸高田市	3	徳島県 (29)	徳島県 (29)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	安芸高田市	3	香川県 (3)	香川県 (3)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	安芸高田市	3	愛媛県 (3)	愛媛県 (3)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	安芸高田市	3	徳島県 (29)	徳島県 (29)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	安芸高田市	3	香川県 (3)	香川県 (3)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	安芸高田市	3	愛媛県 (3)	愛媛県 (3)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	安芸高田市	3	徳島県 (29)	徳島県 (29)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	安芸高田市	3	香川県 (3)	香川県 (3)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	安芸高田市	3	愛媛県 (3)	愛媛県 (3)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	安芸高田市	3	徳島県 (29)	徳島県 (29)	三原市	5	鹿児島県 (31)	津久見市	1	福島県 (22)	安芸高田市	3	香川県 (3)	香川県 (3)	三原市	5	鹿児島県 (

集落支援員～取組事例～①

青森県中泊町 なかどまりまち

平成30年度：2名（うち専任2名）

【概要】

2人でチームを組み、地域自治組織とともに活動しており、地域住民との相談や話し合いにより地域の魅力や課題を見つけ、空き家・空き地の解消や高齢者の見守り等に取り組んでいる。

【活動内容】

空き家や人口・世帯調査のほか、地域の課題を把握するためのアンケート調査、高齢者の見守り、空き家・空き地情報のデータベース化を実施。さらに地区懇談会を1か月に1度のペースで開催している。

【ポイント】

2名とも地元出身者で地域住民の信頼も厚いことが、集落点検等を円滑に実施できる要因となっている。



（地区懇談会）

山形県金山町 かねやままち

平成30年度：2名（うち専任2名）

【概要】

5地区からなる西郷地域に2名を配置し、高齢者の見守り活動や、地域のにぎわい創出等に取り組んでいる。

【活動内容】

独居高齢者や高齢者世帯を訪問し、近況や生活上の課題の聞き取りを実施。また、地域新聞を隔月で発行し、全戸配布しているほか、廃校を活用して、子どもの遊び場や地域の話合いの場を創出している。

【ポイント】

地域住民が集まる場に積極的に参加することで、より多くの意見や要望を聞き取り、地域のニーズを分析し、共有している。



（西郷地域のワークショップ）

宮城県気仙沼市 けせんぬまし

平成30年度：5名（うち専任4名）

【概要】

市内5か所のまちづくり協議会に1名ずつを配置。まちづくりに係る課題の調査のほか、課題解決へ向けた取組等を支援している。

【活動内容】

地域点検や、住民同士の話し合いに向けた環境整備、被災者との交流行事、まち歩き、地域のお祭り、子供の体験学習といったまちづくり活動の企画等を行っている。

【ポイント】

まちづくり協議会を活動拠点とし、若者を含む地域住民を上手に巻き込むことで、持続的な活動につなげている。



（漁業体験学習）

福井県福井市 ふくいし

平成30年度：2名（うち専任2名）

【概要】

人口減少や高齢化が進む中山間地域に2名を配置。地域の状況を把握し、課題の解決や活性化に向けた取組を展開している。

【活動内容】

高齢者世帯の訪問・声かけ、住民や自治会からの相談対応、市や住民が行う行事等の運営支援、農作物の栽培及び販売サポート等を実施している。

【ポイント】

地域の実情に詳しい集落支援員が、集落点検にとどまらず、地域住民による組織や県内外の大学等と連携しながら、地域の活性化に向けた諸活動に携わっている。



（大学生が地域行事に参画）

集落支援員～取組事例～②

京都府京丹後市^{きょうたんごし}

平成30年度:15名(うち専任14名)

【概要】

旧町単位で「地域づくり支援員」を配置し、持続可能な地域づくりに向けた取組の支援を行っている。

【活動内容】

小規模集落の見回り、空き家調査のほか、地域の観光資源や歴史・文化を生かしたイベントの開催支援、コミュニティビジネス(配食サービス等)の起業支援等を実施している。

【ポイント】

持続可能な地域づくりに向けて、地域ににぎわいを創出する取組の支援や、地域の課題解決のための自治会との協議等に取り組んでいる。



(ガイドブック改定のワークショップ)

広島県三次市^{みよしし}

平成30年度:11名(うち専任4名)

【概要】

住民自治組織からの推薦を受けた集落支援員が、当該組織が所在する区域を範囲として活動している。

【活動内容】

集落点検、集落のあり方についての話し合いのほか、空き家の点検や空き家バンク登録の推進に向けた活動、地域まちづくりビジョンの策定等に参画している。

【ポイント】

集落支援員が収集した地域の情報をまちづくりに活用している。特に人口減少や少子高齢化が進む地域では、定住に向けた情報発信や移住者へのフォローも実施している。



(定住希望者への物件案内)

奈良県宇陀市^{うだし}

平成30年度:5名(うち専任5名)

【概要】

集落支援員を旧町村単位に配置し、地域自治組織であるまちづくり協議会と連携しながら、高齢者の見守りや防犯・防災への対策等を行っている。

【活動内容】

集落の巡回・点検、聞き取り調査のほか、今後の集落のあり方についての話し合いや地域おこし活動等を実施している。

【ポイント】

集落支援員を「地域づくりアドバイザー」と呼び、「地域の元気づくりは人づくりから」をモットーに地域住民の活動を支援している。



(まちづくり協議会懇談会)

宮崎県串間市^{くしまし}

平成30年度:1名(うち専任1名)

【概要】

地域住民自らが地域の課題を解決するための仕組みづくり(地域連携組織の設立支援)に向けた活動を行っている。

【活動内容】

地域の課題を把握するための調査や、小学生を対象とした意見交換会を実施。また、住民同士の話し合いを推進するため集落支援員が講師となり、地域運営組織の必要性等の講演を行っている。

【ポイント】

地域の課題解決の基礎となる「話し合い」の演習をはじめ、集落支援員が自ら講演を行うことで、地域住民の「気づき」の機会を創出することに寄与している。



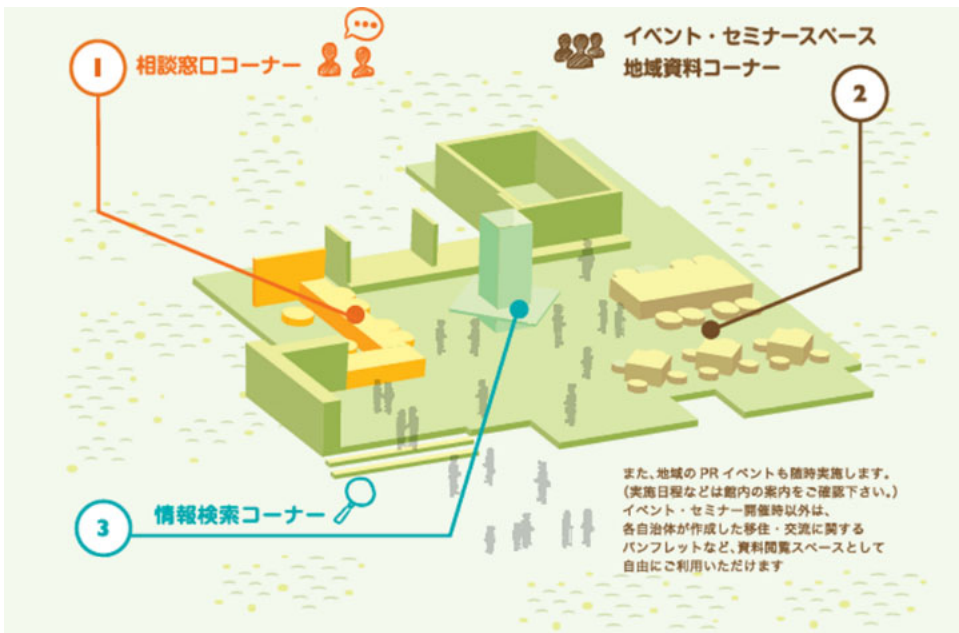
(講演の様子)

移住・交流の推進

移住・交流情報ガーデン

R2予算案:0.9億円

- 居住・就労・生活支援等に係る情報提供や相談についてワンストップで対応する窓口「移住・交流情報ガーデン」を開設。
- 地方自治体や関係省庁とも連携し、総合的な情報提供を実施。
- 地方自治体等による移住相談会、地域おこし協力隊の募集説明会、関係人口創出イベント等の場として利用可能。



【①相談窓口コーナー(移住、就農、しごと)】

- ・地方への移住・交流に係る一般的な相談、問合せに相談員が対応。
- ・しごと情報や就農支援情報などは、専門の相談員が対応。

※国の各府省とも連携

・厚生労働省(しごと情報) ・農林水産省(就農支援情報)

【②イベント・セミナースペース、地域資料コーナー】

- ・各地方自治体が作成した移住・交流に関するパンフレットを配架。
- ・地方自治体等による移住相談会、フェア等の場として利用可能。

【③情報検索コーナー】

- ・情報サイトを利用して、自由に地方への移住・交流に関する情報を検索できるように、専用パソコンを設置。



(移住フェアの様様)



[開館時間] (平日) 11:00-21:00

(土日祝) 11:00-18:00

[休館日] 月曜(月曜が祝日の場合は翌営業日)、年末年始

[所在地] 東京都中央区京橋1-1-6 越前屋ビル

[アクセス] JR/東京駅(八重洲中央口)より徒歩4分

地下鉄/東京メトロ銀座線 京橋駅より徒歩5分

東京メトロ銀座線・東西線 都営浅草線 日本橋駅より徒歩5分

自治体による移住関連情報の提供や相談支援等への特別交付税措置

【施策概要】

- 地方公共団体が実施する移住体験、移住者に対する就職・住居支援等について特別交付税措置。

取組の内容

	地方団体の取組例	措置概要
①情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・移住相談窓口の設置 ・「移住・交流情報ガーデン」などにおける移住相談会、移住セミナー等の開催 ・各自治体のHP、東京事務所等での情報発信 ・移住関連パンフレット等の制作 ・移住促進のためのプロモーション動画の制作 	<p>「地方自治体を実施する移住・定住対策の推進について」(平成27年12月14日付総行応第379号)</p> <p>I. 地方自治体を実施する移住・定住対策に要する経費に対する特別交付税措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左の①～④の対象事業に要する経費を対象(措置率0.5×財政力補正) <p>II. 「移住コーディネーター」又は「定住支援員」の設置に要する経費に対する特別交付税措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左の⑤の「移住コーディネーター」又は「定住支援員」(移住・定住に関する支援を行う者)を設置する場合の報償費等及び活動経費を対象 ○ 1人当たり350万円上限(兼任の場合40万円上限)
②移住体験	<ul style="list-style-type: none"> ・移住体験ツアーの実施 ・移住体験住宅の整備 ・UIターン産業体験(農林水産業、伝統工芸等) 	
③就職支援	<ul style="list-style-type: none"> ・移住希望者に対する職業紹介、就職支援 ・新規就業者(本人、受入企業)に対する助成 	
④住居支援	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家バンクの運営 ・住宅改修への助成 	
⑤移住を検討している者や移住者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・移住コーディネーターや定住支援員による支援 	

**子供の農山漁村体験
(通称「子ども農山漁村交流プロジェクト」)**

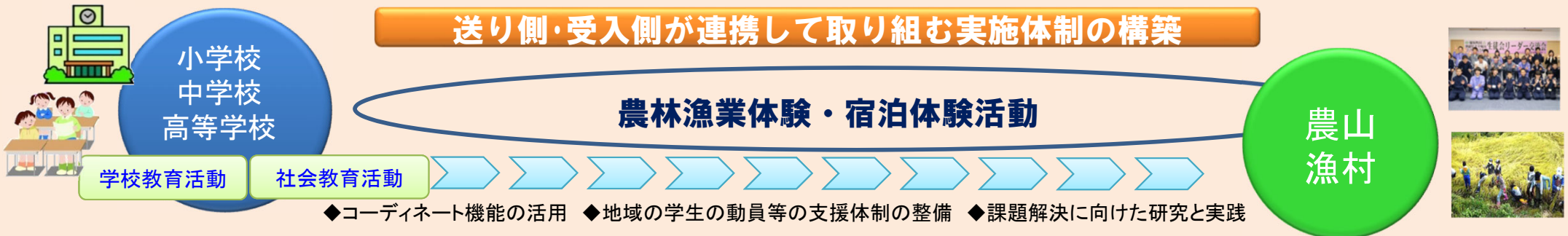
子供の農山漁村体験（通称「子ども農山漁村プロジェクト」）

農山漁村での宿泊体験や自然体験を通じて、学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い子供の成長を支えるとともに、受入れ地域の活性化や交流による地域間の相互理解の深化に寄与。

都市・農山漁村の地域連携による子供農山漁村交流推進事業

R2予算案:0.3億円

子供の農山漁村体験交流の取組の拡大、定着を図るため、送り側・受入側の地方公共団体双方が連携して行う実施体制の構築を支援する事業、継続的な実施体制の構築を目指す地方公共団体による「子供の農山漁村体験交流計画」策定を支援する事業、総務省、内閣官房、文部科学省、農林水産省、環境省の主催によるセミナーを実施。



1 子供農山漁村交流支援事業

送り側・受入側双方が連携して宿泊体験活動の実施体制の構築に取り組む地方公共団体をモデルとして実証調査を行い、その事例やノウハウを横展開することにより、子供の農山漁村交流を推進。

2 体験交流計画策定支援事業

長期間継続できる体制を構築するため、効果的な取組内容や、取組にかかる課題解決について研究・検討を行い、この活動に取り組む地方公共団体のモデルとなる「子供の農山漁村体験交流計画」策定を推進。

3 子ども農山漁村交流プロジェクト セミナーの開催

先進事例や課題解消に向けた創意工夫の事例、国の支援施策等について情報を提供するとともに、関係者間のネットワークを形成するためセミナーを全国各地で開催。

地方財政措置（特別交付税）

小中学校の取組や社会教育活動、協議会の運営等に係る経費について地方財政措置により支援。

1 地方財政措置の対象事業

次の要件を満たす事業が対象

- ・学校教育活動又は社会教育活動の一環として実施されるものであること
- ・子供が受入地域の住民と接触する機会が確保されていること
- ・子供が受入地域の住民の生活又は農林漁業等の営みを体験する機会が確保されていること

2 対象経費

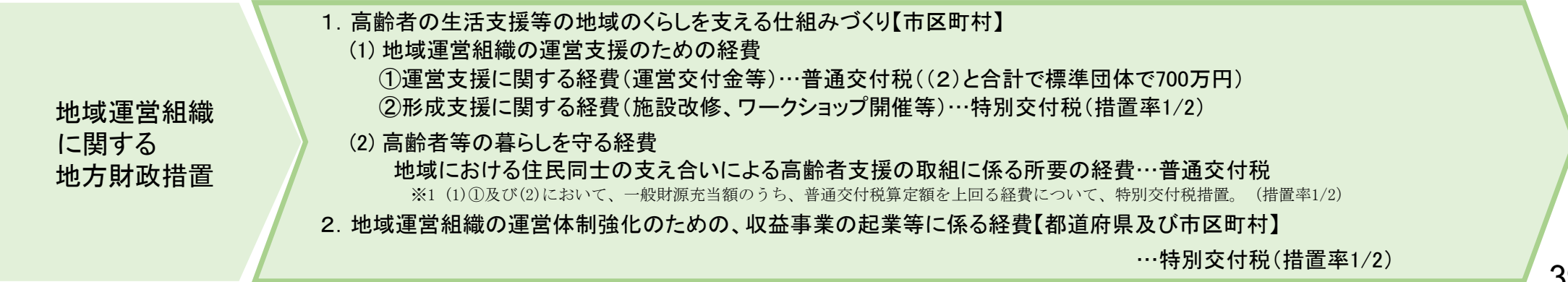
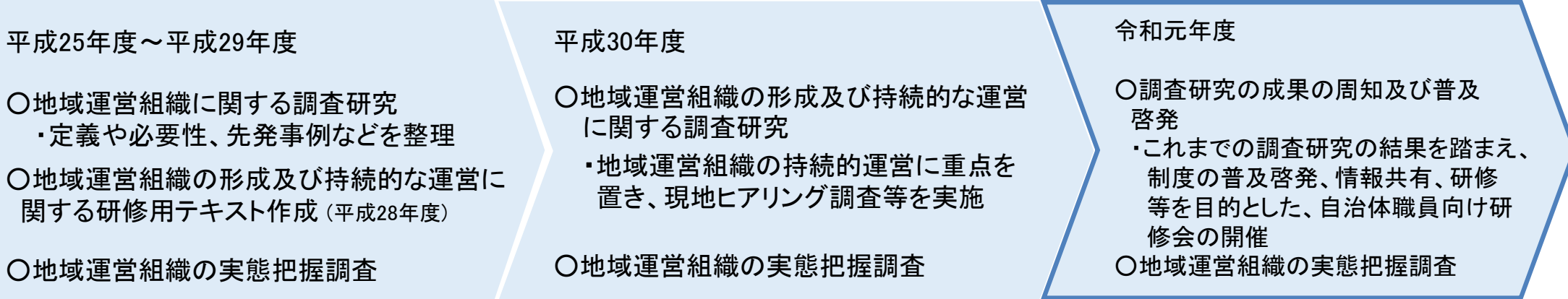
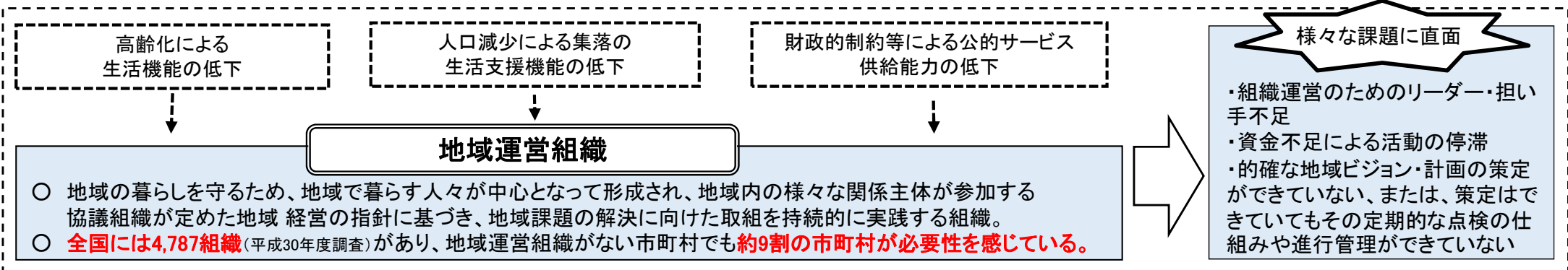
- ・推進協議会の運営に要する経費（都道府県・市町村）
- ・地域協議会(送り側・受入側)の運営に要する経費(都道府県・市町村)
- ・小中学校の集団宿泊活動に要する経費（都道府県・市町村）

地域運営組織

地域運営組織の形成

R2予算案 0.1億円

○ 地域の課題解決のための住民による取組体制の確立のため、地域における多様な主体を包摂し、連携させる地域運営組織の形成及び持続的な運営を確保する方策について調査研究等を実施。



地域運営組織の事例

島根県雲南市

平成17年から19年にかけて小学校区域を単位とした「地域自主組織」が各地で立ち上げられ、行政と市民とが一体となった協働のまちづくりが推進されている。

現在、市内全域において「地域自主組織」が交流センターを拠点に様々な活動を展開している。



波多コミュニティ協議会（波多地区）

地区内に唯一あった商店が閉店したことを受け、波多交流センター（旧波多小学校）の一画に店舗を開設し運営している。

店舗の隣に喫茶スペースを用意したことで、地域住民同士や来訪者との交流が進んでいる。

また、同地区内にはタクシー会社が1社しかいないため、協議会が法人格（認可地縁団体）を取得した上で車両を購入し、高齢者の送迎等を実施している。



特定非営利活動法人きらりよしじまネットワーク（山形県川西町吉島地区）

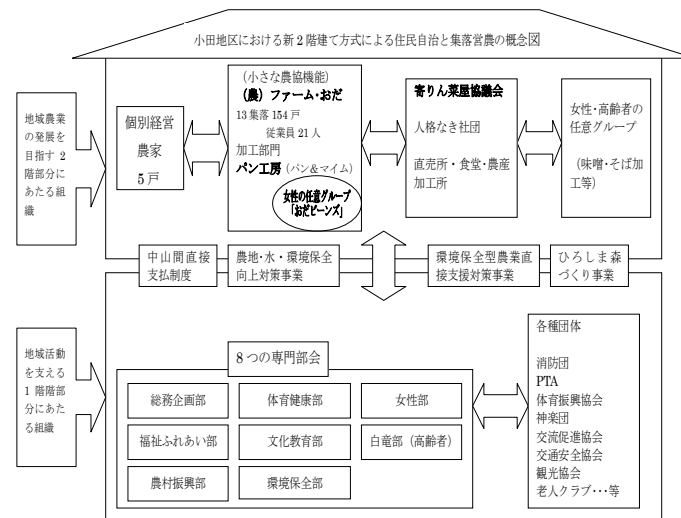
地区の全世帯が加入しているNPO法人であり、コンビニエンスストアの休憩スペースを利用した産直朝市、グリーンツーリズム、農家レストラン、6次産業化、地域のスポーツクラブ運営、買い物支援・見守りサービス等に取り組むなど、地域の課題解決に向けた幅広い活動を実施している。



広島県東広島市小田地区

地区の全世帯が加入する自治組織「共和の郷・おだ」（図の1階部分）において、地域における生涯学習や青少年育成、ビジョンの策定等を実施している。

また、「農業生産法人ファーム・おだ」等（図の2階部分）において、農家レストラン等の事業を実施するという組織構造により、地域課題の解決に取り組んでいる。



シェアリングエコノミー活用推進事業

- シェアリングエコノミーの推進によって、
 - 地域の既存リソースの有効活用等を進めることによる地域活性化
 - 個人間のサービス提供による行政・公共サービスの補完につながることを期待されている。
- そこで、地域経済の好循環の更なる拡大に向け、シェアリングエコノミーを活用して、**地域の社会課題解決を図る**ため、地方公共団体による取組を支援。

対象事業 シェアリングエコノミーを活用し地域の社会課題解決を図る取組のうち、**新規性・モデル性の極めて高いもの**

イメージ

地域における課題

- 子育て支援
- 空きスペース対策
- 地域の足の確保
- 地域人材の活用 等

地方公共団体が活用し、地域課題を解決

シェアリングエコノミー

<地域の活用されていない資源>

- ◆ 遊休スペース（空き家、廃校など） ◆ 主婦等のすきま時間
- ◆ 活用されていないスキル ◆ 使っていないモノ 等

プラットフォーム

<地域住民のニーズ>

- ◆ 一時的な活動場所が欲しい ◆ クラウドワーカーとして働きたい
- ◆ 部屋の空きスペースを活用したい ◆ 何かあった時に子育てを頼る人が欲しい 等

H30モデル事業（例）

【事業概要】（岐阜県飛騨市）

高齢者の自宅等にある空きスペースを活用した【民泊】と、住民が有するスキルのシェアを実施。

- ・民泊ホスト提供者の負担軽減とスキル提供者やその他の住民との繋がりを持たせるため、中間支援組織「民泊推進協議会」を活用
- ・既存宿泊施設と連携し、民泊では提供しづらいサービス（食事、入浴等）を提供してもらうなど、協働してお互いに儲かる仕組みの構築

⇒ホスト体験数：6軒、スキル提供者数：8人
 宿泊者数：26人泊



【事業概要】（三重県紀北町）

「住民による住民の移動手段の確保」という新たな方式の運送「あいのり運送」実証事業を実施。地域で自家用車を所有する方がその車を使って、地域の移動手段のない方を、ドア・ツー・ドアで目的地まで移送。

⇒運転手は8名、利用者は127名の登録があり、90日間で244運行、延べ370名の利用があった。



特定地域づくり事業協同組合制度の推進

特定地域づくり事業協同組合制度（案）の概要

人口急減地域の課題

- ・事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
 - ・安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない
- ⇒人口流出の要因、UJターンの障害

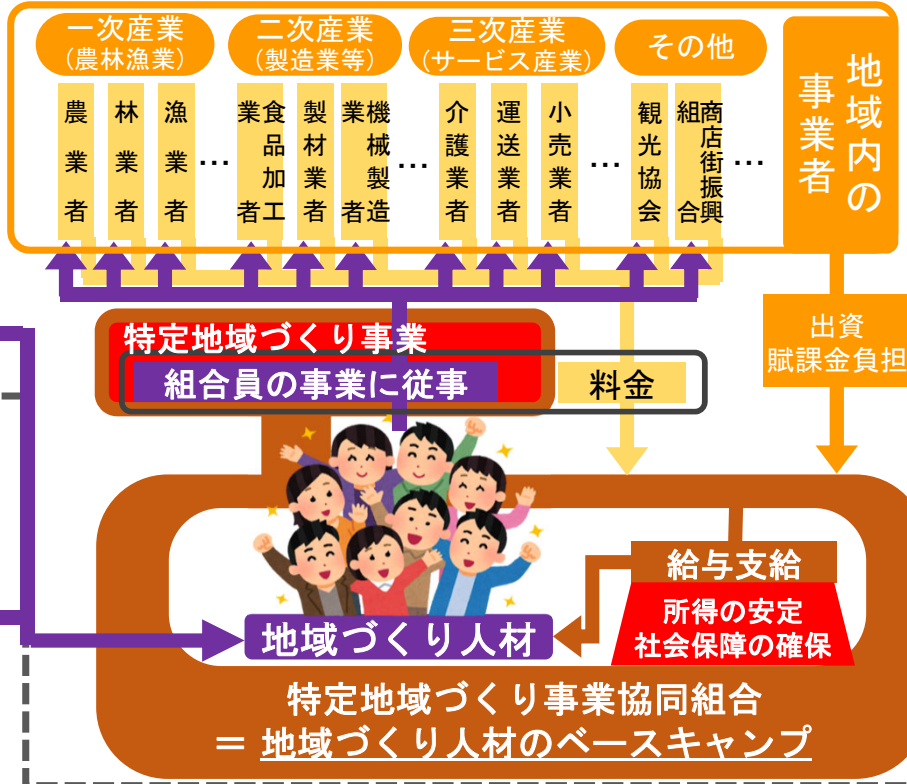
特定地域づくり事業協同組合制度

- ・地域全体の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
 - ・組合で職員を雇用し事業者に派遣（安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保）
- ⇒地域の担い手を確保

制度概要

対象地域：人口急減地域（過疎法に基づく過疎地域及び過疎地域と同程度の人口減少が生じている地域）
 対象団体：中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合
 対象事業：マルチワーカー（季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者の事業に従事）の派遣等
 認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）
 特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を許可ではなく、届出で実施することが可能
 財政支援：組合運営費の1/2を市町村が財政支援（市町村負担の1/2を国庫補助）
 根拠法：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律<令和2年6月4日施行>

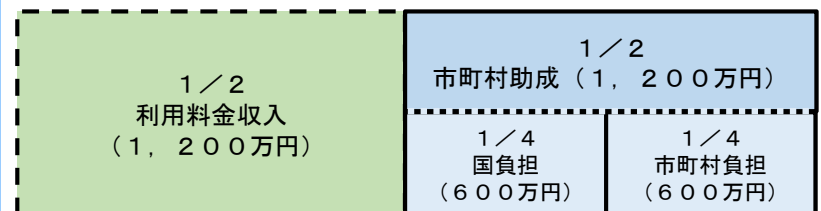
人口急減地域



都道府県

市町村

- 組合運営費の1/2を市町村が財政支援
 - 市町村負担の1/2を国庫補助
 - 対象経費は、①派遣職員人件費、②事務局運営費
 - ・対象経費の上限額 派遣職員人件費 400万円/年・人
 - 事務局運営費 600万円/年
 - 令和2年度国予算 5億円
- <1組合当たりの財政支援のイメージ>
- 派遣職員6名 運営費2,400万円/年



定住自立圏構想の推進

- 定住自立圏について、これまでの取組成果などを検証するとともに、定住自立圏構想推進セミナー等における地方公共団体への取組事例の紹介などにより、定住自立圏の形成等を推進

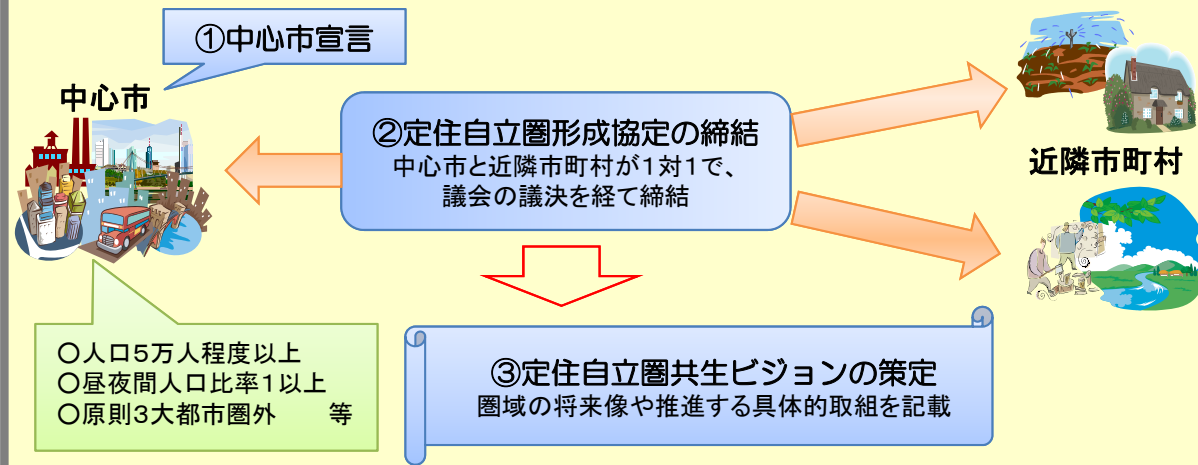
定住自立圏構想の意義

中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能等を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成する。

【圏域に求められる役割】

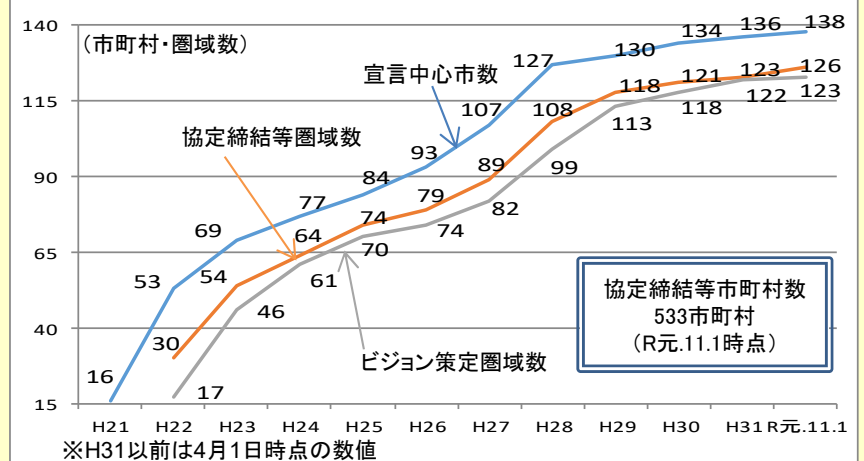
- ①生活機能の強化（休日夜間診療所の運営、病児・病後児保育の実施、消費生活法律相談の実施、地場産業の育成 等）
- ②結びつきやネットワークの強化（デマンドバスの運行、滞在型・体験型観光・グリーンツーリズムの推進、生活道路の整備 等）
- ③圏域マネジメント能力の強化（合同研修の実施や職員の人事交流、外部専門家の招へい 等）

圏域形成に向けた手続



定住自立圏構想への取組状況

KPI: 2024年 140圏域 (R元.11.1現在 126圏域)



定住自立圏に取り組む市町村に対する支援

特別交付税

- ・包括的財政措置 (中心市 8,500万円程度、近隣市町村 1,500万円)
- ・外部人材の活用に必要な経費に対する財政措置
- ・地域医療の確保に必要な経費に対する財政措置 等

地方債

- ・地域活性化事業債を充当※ (充当率90%、交付税算入率30%)
- ※医療・福祉、産業振興、公共交通の3分野に限る

各省による支援策

- ・地域公共交通の確保や教育環境の整備支援など、定住自立圏構想推進のための関係各省による事業の優先採択

定住自立圏構想の取組状況（令和元年11月1日現在）

※【 】は中核市
 ※〈 〉は中核市要件を満たす市（指定都市・中核市を除く）
 ※網掛けは宣言連携中枢都市
 ※（ ）は多自然拠点都市の要件のみを満たす市

都道府県	宣言中心市	中心市要件を満たす市(左記を除く)
北海道	【函館市】、小樽市、【旭川市】、室蘭市、釧路市、帯広市、網走市、苫小牧市、稚内市、名寄市・士別市(複眼型)、滝川市・砂川市(複眼型)、深川市、富良野市、北見市	—
青森県	【八戸市】、弘前市、五所川原市、十和田市・三沢市(複眼型)、むつ市	—
岩手県	奥州市・北上市(複眼型)、一関市、釜石市、大船渡市	宮古市
宮城県	石巻市、大崎市	気仙沼市、(白石市)
秋田県	能代市、横手市、大館市、湯沢市、由利本荘市、大仙市	—
山形県	【山形市】、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市	東根市
福島県	白河市、喜多方市、南相馬市	会津若松市、二本松市
茨城県	〈水戸市〉	日立市、土浦市、常総市、〈つくば市〉、鹿嶋市、筑西市、神栖市
栃木県	栃木市、佐野市、日光市、小山市、大田原市、那須塩原市	真岡市
群馬県	〈伊勢崎市〉	〈太田市〉、(沼田市)、(藤岡市)、富岡市
埼玉県	秩父市、本庄市	—
千葉県	旭市、館山市	—
東京都		—
神奈川県		—
新潟県	〈長岡市〉、新発田市、村上市、燕市、糸魚川市、南魚沼市	柏崎市、十日町市、〈上越市〉、佐渡市
富山県		黒部市
石川県		七尾市、小松市
福井県		敦賀市、(小浜市)
山梨県	北杜市	(富士吉田市)
長野県	上田市、飯田市、伊那市、中野市・飯山市(複眼型)、佐久市	〈松本市〉、諏訪市
岐阜県	美濃加茂市	大垣市、高山市、関市、(可児市)
静岡県	湖西市	〈沼津市〉、磐田市、掛川市、(御殿場市)、裾野市
愛知県	刈谷市、西尾市	安城市、(新城市)、田原市
三重県	伊勢市、松阪市、いなべ市、伊賀市	〈津市〉、(四日市市)、亀山市

※表右欄の中心市要件を満たす市については、以下の市を除く

- 指定都市・中核市
- 中心市又は近隣市として定住自立圏又は連携中枢都市圏に取り組んでいる市

都道府県	宣言中心市	中心市要件を満たす市(左記を除く)
滋賀県	彦根市、長浜市、東近江市	草津市
京都府		福知山市、(舞鶴市)
大阪府		—
兵庫県	洲本市、豊岡市、西脇市、加西市・加東市(複眼型)、たつの市	小野市
奈良県	天理市	—
和歌山県		田辺市、(新宮市)
鳥取県	【鳥取市】、米子市(複眼型)、倉吉市	—
島根県	【松江市】(複眼型)、浜田市、出雲市、益田市	—
岡山県	津山市、備前市	—
広島県	三原市、庄原市	三次市
山口県	【下関市】、山口市、萩市、長門市	下松市、周南市
徳島県	〈徳島市〉、阿南市	—
香川県	【高松市】、丸亀市、観音寺市	坂出市
愛媛県	今治市、宇和島市	(八幡浜市)、新居浜市、大洲市、四国中央市
高知県	【高知市】、四万十市・宿毛市(複眼型)	—
福岡県	大牟田市、【久留米市】、飯塚市、田川市、八女市	朝倉市
佐賀県	唐津市、伊万里市	〈佐賀市〉、鳥栖市
長崎県	【長崎市】、五島市	島原市、諫早市
熊本県	八代市、人吉市、玉名市、山鹿市、菊池市、天草市	—
大分県	中津市、日田市	—
宮崎県	都城市、延岡市、小林市、日向市、日南市	—
鹿児島県	鹿屋市、指宿市、薩摩川内市、南さつま市	霧島市、奄美市
沖縄県	宮古島市	浦添市、名護市、(うるま市)
合計	138	69

- 定住自立圏は138市が中心市宣言済。
- 126圏域(533市町村)で定住自立圏形成協定締結又は定住自立圏形成方針策定済。
- 123圏域が定住自立圏共生ビジョン策定済。

以下の35市が宣言連携中枢都市（令和元年11月1日現在）

札幌市、八戸市、盛岡市、山形市、郡山市、新潟市、富山市、高岡市・射水市(複眼型)、金沢市、福井市、長野市、岐阜市、静岡市、姫路市、鳥取市、岡山市、倉敷市、広島市、呉市、福山市、山口市・宇部市(複眼型)、下関市、高松市、松山市、高知市、北九州市、久留米市、長崎市、佐世保市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市

定住自立圏における取組例

○政策分野別取組状況

定住自立圏 126 圏域※（令和元年 1 月 1 日時点）における主な取組例と圏域数

※連携中枢都市に移行済の圏域を含む

市町村間の役割分担による生活機能の強化

医療
121 圏域
医師派遣、適正受診の啓発、
休日夜間診療所の運営等

福祉
108 圏域
介護、高齢者福祉、子育て、
障がい者等の支援

教育
106 圏域
図書館ネットワーク構築、文化・スポーツ
交流、公共施設相互利用等

産業振興
121 圏域
広域観光ルートの設定、
農産物のブランド化、企業誘致等

環境
63 圏域
低炭素社会形成促進、
バイオマスの利活用等

市町村間の結びつきやネットワークの強化

地域公共交通
122 圏域
地域公共交通のネットワーク化、
バス路線の維持等

ICTインフラ整備・利活用
46 圏域
メール配信による圏域情報の共有等

交通インフラ整備
83 圏域
生活道路の整備等

地産地消
52 圏域
学校給食への地元特産物の活用、
直売所の整備等

交流移住
105 圏域
共同空き家バンク、圏域内イベント
情報の共有と参加促進等

圏域マネジメント能力の強化

合同研修・人事交流
109 圏域
合同研修の開催や
職員の人事交流等

外部専門家の招へい
42 圏域
医療、観光、ICT等の
専門家を活用

※各団体の協定書から総務省作成。全体整理の観点から取組を分類したため、各団体による協定書の分類の合計とは必ずしも一致しない。

過疎対策の推進

過疎対策について

I 過疎対策の経緯

○昭和45年以来、四次にわたり議員立法として過疎法が制定(全て全会一致により成立)。

- ・過疎地域対策緊急措置法(昭和45年4月24日施行)
- ・過疎地域振興特別措置法(昭和55年4月1日施行)
- ・過疎地域活性化特別措置法(平成2年4月1日施行)
- ・過疎地域自立促進特別措置法(平成12年4月1日施行。平成22年、平成24年、平成26年、平成29年に法改正。)

○現行の過疎地域自立促進特別措置法は、令和2年度末に期限が到来。

II 過疎地域の要件

市町村毎に、「人口減少要件」
及び「財政力要件」より判定。

※人口減少団体の平均人口減少率より人口が減少しており、財政力の弱い市町村を指定

IV 過疎地域の現況等

	(過疎関係市町村)	(全国)	(過疎地域の割合)
関係市町村数(平成31.4.1)	817	1,718	47.6 %
人口(平成27国調:万人)	1,088	12,709	8.6 %
面積(平成27国調: km ²)	225,468	377,971	59.7 %

※「みなし過疎」と「一部過疎地域」を含む。

III 各種施策

(1) 過疎法に基づく施策

- ①過疎対策事業債による支援(令和元年度計画額4,700億円(充当率100%、元利償還の70%を交付税措置))
 - ・平成22年の改正過疎法により、従来のハード事業に加えて新たに「ソフト事業」(地域医療の確保、交通手段の確保、集落の維持・活性化等、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るための事業(基金積立も含む))も過疎債の対象とした。
- ②国庫補助金の補助率かさ上げ(統合に伴う公立小中学校校舎の整備等)
- ③税制特例措置・地方税の課税免除等に伴う減収補てん措置 等

(2) その他

○過疎地域等自立活性化推進交付金(令和2年度予算案:6.9億円)

新たな過疎対策に向けて～持続可能な低密度地域社会の実現～（中間的整理）（要旨）

平成31年4月5日 過疎問題懇談会（座長：宮口早稲田大学名誉教授）公表

1 検討の経緯

- 現行の過疎法の期限（2021年3月末）を踏まえ、一昨年度以来、10回の会合と6回の現地視察を実施。
- これまでの議論・主な意見について中間的に整理。今後、さらに検討を進め、2020年前半を目処に、新たな過疎対策の理念、対象地域のあり方、施策の視点、支援制度のあり方等について提言を行う予定。

2 これまでの過疎対策の成果と課題（例示）

<2018年4月1日現在の過疎関係市町村の状況>（カッコ内は全国比。人口はH27国勢調査）
市町村数：817団体（47.5%） 人口：10,878,661人（8.6%） 面積：225,467.94km²（59.7%）

以下のデータの過疎地域は、原則としてH30.4.1現在の過疎地域

①人口減少と少子高齢化

- 人口減少率は拡大、高齢者比率は上昇、若年者比率は低下。
 - ・人口増減率（H27/S45）：過疎 Δ 36.1% 全国 +21.4%
 - ・高齢者比率（S45→H27）：過疎 9.8%→36.7% 全国 7.1%→26.6%
 - ・若年者比率（S45→H27）：過疎 20.9%→10.5% 全国 27.8%→14.6%

②産業振興

- 経済指標は改善しているが、全国とは格差。
 - ・従業者1人当たり製造品出荷額（H28）：過疎 27.1百万円、全国 42百万円
 - ・過疎地域の入込観光客数：592百万人（H22）→647百万人（H28）
 - ・過疎地域の企業立地数：393件（H22）→633件（H28）

③交通の確保

- 市町村道の整備水準は着実に改善している一方、路線バスの路線数は減少。
 - ・市町村道舗装率：2.7%（S45）→71.0%（H28）
 - ・全国の乗合バスの廃止路線キロ数（累計）：13,108km（H27）

④情報通信基盤の整備・利活用

- 携帯電話サービスエリアカバー率等は高い水準にまで整備。一方で、未整備地域のほとんどは過疎地域。

⑤生活環境の整備

- 水道、下水道等の施設整備は着実に進展。持続可能な経営の確保が課題。
 - ・水道普及率：56.6%（S45）→92.6%（H28）
 - ・水洗化率：46.5%（H12）→76.2%（H28）

⑥医療・福祉の確保

- 無医地区数は昭和53年と比較して半減したが、いまだ多くの無医地区が存在。介護人材等の確保も課題。

⑦教育の振興

- 高等学校進学率の全国との差は解消。大学等進学率は上昇しているものの、全国との格差は拡大。
 - ・高等学校進学率：91.8%（S55）→98.9%（H29）
 - ・大学等進学率：31.1%（H15）→37.8%（H29）

⑧集落の存続・活性化

- 小規模、高齢者割合の高い集落が増える傾向。今後、約5%の集落が無居住化する可能性。

3 過疎地域を取り巻く環境の変化

(1) 過疎地域を取り巻く課題の展望

①人口減少社会の到来、加速する過疎地域の人口減少

- 都市においてもその多くが人口減少傾向。
→ 過疎対策の意義を新たにとらえ直す必要。
- 過疎地域での人口減の加速、地域社会の存続懸念も。
→ 「持続可能な地域社会」の構築に取り組む必要。

③公共施設等の老朽化・統廃合等

②担い手不足の深刻化

- 今後、過疎地域でも担い手不足がさらに深刻化するおそれ。
→ 少ない担い手でも生産・サービスを維持できる仕組みづくりを進める必要。

④農地、森林、住まい等の管理

(2) 過疎地域の課題の克服に向けた新たな兆し

①新しい人の流れ

- 若い世代を中心に「田園回帰」の潮流の高まり。
※都市部からの移住者が増加している区域が増加
20代、30代中心に農山漁村に移住してみたい都市部住民が3割
- 地域おこし協力隊の隊員数が大幅に増加。
- 「関係人口」に着目した継続的かつ複層的ネットワークづくり。

②しごとづくりの新たな展開

- 「起業化」、「継業化（事業承継）」、「移業化（仕事を持ち込む。サテライトオフィスなど）」、「多業化（林業と農業など）」の新たな流れ。
- 地域資源の特徴を生かしたスモールビジネスの拡大。
- ネット環境を活用した宣伝や販売とのマッチング。

③新しい組織とネットワーク

- 「地域運営組織」の形成の進展。
（例）山形県川西町の「NPO法人きらりよしじまネットワーク」の取組
- 「集落ネットワーク圏」の形成の進展。
（例）奈良県川上村の「一般社団法人かわかみらいふ」の取組

④SDGsの取組の広がり

- 「持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」との理念を掲げるSDGs（持続可能な開発目標）の考え方の広がり。
（例）岡山県真庭市や北海道下川町の循環型地域経済形成に向けた取組

⑤Society5.0の可能性

- トラクターの自動運転、センサーによる鳥獣被害対策、5Gを活用した遠隔診療などの可能性の広がり。

⑥市町村間の広域連携、都道府県による補完

- 市町村間の広域連携による行政サービスの提供の展開。
（例）長野県飯田市等の救急医療体制確保等の取組
- 都道府県による市町村の補完の展開。
（例）高知県の地域支援企画員の取組

⑦農地、森林の保全のための新たな法制度

⑧過疎地域の実情を踏まえた規制（技術的基準）の見直し

4 今後の過疎対策のあり方・方向性

(1) 過疎対策の役割と過疎対策の必要性

① 過疎地域の役割

- 食料や水の供給、日本人の心のふるさと、多様な生態系保全などのほかに、
・「先進的な少数社会(多自然型低密度居住地域)」として国土の価値を維持
・食、生活、芸能、文化などの多様性を保持
・農地や山林の防災・減災機能を通じて都市部の被災を低下させる

② 過疎対策の必要性

- 過疎地域が期待される役割を発揮するとともに、過疎地域が抱える課題を解決するためには、現行過疎法の期限(2021年3月末)以降も、引き続き過疎対策を講じていくための制度が必要。

【過疎地域の社会的価値に関するアンケート調査】

※全国の20～69歳の住民(1,460人)から回答(H30.10)

[問]過疎地域が有する公益的機能のうち重要だと思う役割(対非過疎住民)

食料や水を生産・供給する場としての役割 20.8%
多様な生態系を持つ自然環境を保全する役割 14.2%
日本人にとっての心のふるさととしての役割 13.0% など

[問]過疎地域に対する支援や対策の必要性

	必要と思う※	どちらともいえない	必要とは思わない※
過疎住民	78.4%	16.9%	4.8%
非過疎住民	72.9%	20.8%	6.2%

※「どちらかといえば」を含む割合

(2) 新たな過疎対策の理念

- 新たな理念も検討(現行法は「自立促進」)。
考えられる内容は以下のとおり。今後さらに議論。
 - ・ 過疎地域の存続
 - ・ 都市と過疎地域の共生推進
 - ・ 過疎地域における対流推進
 - ・ 過疎地域の保全推進

(3) 過疎対策の対象地域のあり方

- 様々な意見があり、今後さらに議論。
(主な意見)
 - ・ 平成の合併後の市町村単位が基本
 - ・ ある程度大きな市の一部過疎はその市に委ねる
 - ・ 明治の合併後の村単位
 - ・ 人口要件、財政力要件以外を含める
 - ・ 人口減少率ではなく人口密度に着目

(4) 新たな過疎対策の施策の視点

持続可能な地域社会の実現に向け、担い手の確保、働く場の確保、生活支援サービスの確保を図る観点から、以下を踏まえて検討。今後さらに議論。

- ① 産業振興における「個性を生かした内発的发展」の重視
- ② 革新的な技術も活用した「格差是正」の継続
- ③ 集落における地域運営組織と集落ネットワーク圏の推進
- ④ 地域住民等の「参画」と「育成」の推進
- ⑤ 各分野における「交流」の推進

(5) 支援制度のあり方

- 今後、現行法に基づく国庫補助や税制等の支援制度のあり方を検討。
- 過疎対策事業債を中心とする現行法の支援策は、市町村の自主性を尊重する仕組みとなっており、継続することが基本。
- 都道府県の役割のあり方、現行法にない支援制度の必要性も今後議論。

○ 過疎地域等における喫緊の諸課題に対応するための事業を支援することにより、過疎地域等の自立活性化を推進。

① 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

(まち・ひと・しごと創生総合戦略:「小さな拠点」の形成関連事業)

- 基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において、「くらし」を支える多様な主体の連携による生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動を支援
 - ※ Society5.0時代の技術を活用して、過疎地域等の集落の維持・活性化に資する取組を重点的に支援
- 令和2年度予算案 4.0億円 (令和元年度予算額4.0億円)
 <1事業当たり2,000万円以内>

② 過疎地域等自立活性化推進事業

- 過疎地域における喫緊の諸課題に対応するための先進的で波及性のあるソフト事業を幅広く支援
 - ・生活の安心・安全確保対策
 - ・田園回帰の促進
 - ・地域文化伝承対策 等
- ※ Society5.0時代の技術を活用した先進的で波及性のあるソフト事業を重点的に支援
- 令和2年度予算案 1.4億円 (令和元年度予算額1.4億円)
 <1事業当たり1,000万円以内>

③ 過疎地域集落再編整備事業

- 過疎地域の集落再編を図るために行う次の事業に対して補助
 - ・定住促進団地整備事業
 - ・定住促進空き家活用事業
 - ・集落等移転事業
 - ・季節居住団地整備事業
- 令和2年度予算案 0.9億円 (令和元年度予算額0.9億円)
 <交付率1/2以内>

④ 過疎地域遊休施設再整備事業

- 過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興を図るための施設の整備に対して補助
 - ・生産加工施設
 - ・農林漁業等体験施設
 - ・地域芸能・文化体験施設 等
- 令和2年度予算案 0.6億円 (令和元年度予算額0.6億円)
 <交付率1/3以内>

① 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

(まち・ひと・しごと創生総合戦略：「小さな拠点」の形成関連事業)

R2予算案 4.0億円

○ 「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)における、住民の「暮らし」を支える生活支援の取組や、「なりわい」を創出する活動を支援する。

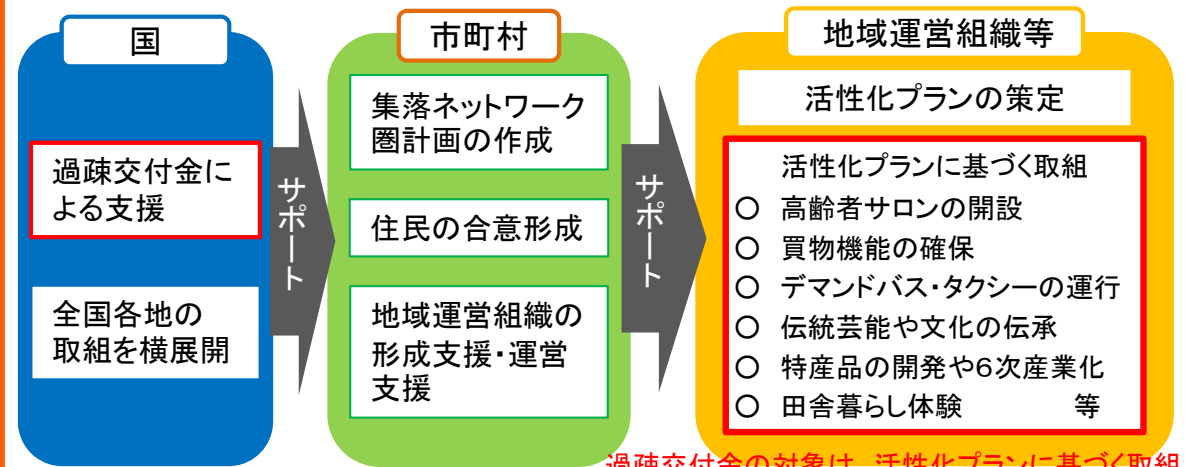
集落ネットワーク圏のイメージ

基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとして集落機能を確認することにより、持続可能な暮らしを実現



施策の概要

- (1) 対象地域 過疎地域をはじめとした条件不利地域
- (2) 事業主体 集落ネットワーク圏を支える中心的な組織 (地域運営組織等(郵便局を含む))
※交付金の申請は市町村が実施
- (3) 交付額 1事業当たり 2,000万円以内
- (4) 令和2年度予算案 4.0億円(令和元年度予算額 4.0億円)
- (5) 対象事業 活性化プランに基づく集落機能の維持・活性化に資する取組 (Society5.0時代の技術を活用して、過疎地域等の集落の維持・活性化に資する取組を重点的に支援)



過疎交付金の対象は、活性化プランに基づく取組

○ 過疎市町村等が実施する、過疎地域における喫緊の諸課題に対応するためのソフト事業による取組を支援

施策の概要

先進的で波及性のあるソフト事業を支援し、取組の内容を横展開することにより、他の市町村におけるソフト事業の取組の後押しを図る(Society5.0時代の技術を活用した先進的で波及性のあるソフト事業を重点的に支援)。

(1)事業主体

過疎地域を有する市町村

構成市町村の1/2以上が上記市町村である一部事務組合等

(2)交付額

1事業当たり1,000万円以内

(3)令和2年度予算案

141,000千円

(令和元年度予算額

141,000千円)

対象事業

おおむね以下の分野に該当するソフト事業を対象とする。

- ① 産業の振興
- ② 生活の安心・安全確保
(子育て支援を含む)
- ③ 集落の維持・活性化
- ④ 移住・交流・若者の定住促進
- ⑤ 田園回帰の促進
- ⑥ 地域文化の伝承
- ⑦ 環境貢献施策の推進

Society5.0時代の技術を活用した取組のイメージと期待される効果

アプリを活用したデマンド型の買物支援バスの運行



高齢者等の移動手段の確保、買い物支援等

ICTを活用した鳥獣被害対策、鳥獣の出没情報の配信



農作物被害の低減、安心安全な地域の確保等

ビックデータの分析による特産品や観光商品の開発



地域産業の育成、地域経済の活性化等

○ 過疎市町村が実施する、過疎地域における集落再編を図る取組を支援

施策の概要

(1) 事業の種類

① 定住促進団地整備事業

過疎地域における定住を促進するため、基幹的な集落等に住宅団地を造成する事業に対して補助

② 定住促進空き家活用事業

過疎地域における定住を促進するため、基幹的な集落に点在する空き家を有効活用し、住宅を整備する事業に対して補助

③ 集落等移転事業

基礎的条件が著しく低下した集落又は孤立散在する住居から基幹的な集落等に移転するための事業に対して補助

④ 季節居住団地整備事業

漸進的な集落移転を誘導するため、交通条件が悪く、公共サービスの確保が困難な地域にある住居を対象に、冬期間など季節的に居住等することを目的に、団地を形成する事業に対して補助

(2) 事業主体

過疎地域を有する市町村

(3) 交付率

1/2以内

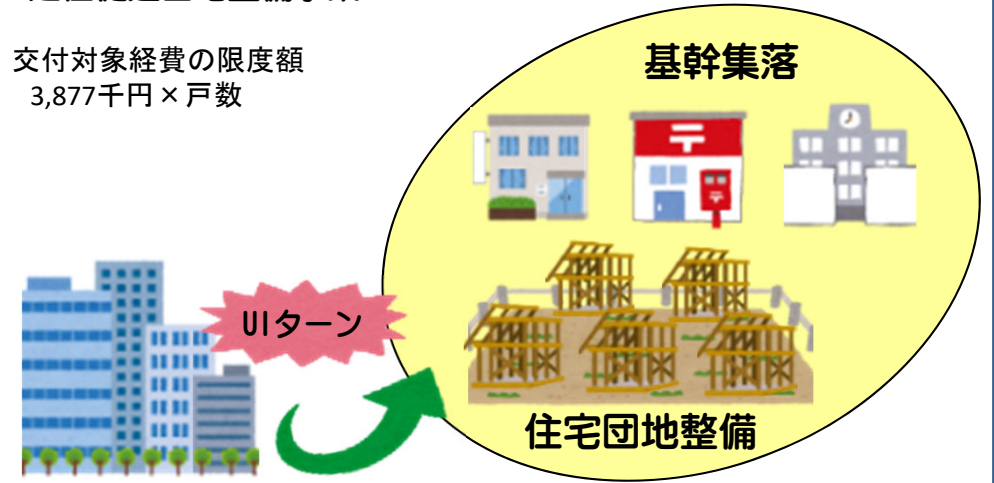
(4) 令和2年度予算案 89,652千円

(令和元年度予算額 89,652千円)

事業のイメージ

定住促進団地整備事業

交付対象経費の限度額
3,877千円×戸数



定住促進空き家活用事業

交付対象経費の限度額
4,000千円×戸数



④ 過疎地域遊休施設再整備事業

R2予算案 0.6億円

- 過疎市町村等が実施する、過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流や地域振興を図る取組を支援

施策の概要

過疎地域に数多く存在している廃校舎や使用されていない家屋等の遊休施設を有効活用し、地域振興や都市住民等との地域間交流を促進

生産加工施設、農林漁業等体験施設、地域芸能・文化体験施設等の整備に要する事業に対して補助

(1) 事業主体

過疎地域を有する市町村

構成市町村の1/2以上が上記市町村である一部事務組合等

(2) 交付対象経費の限度額

60,000千円

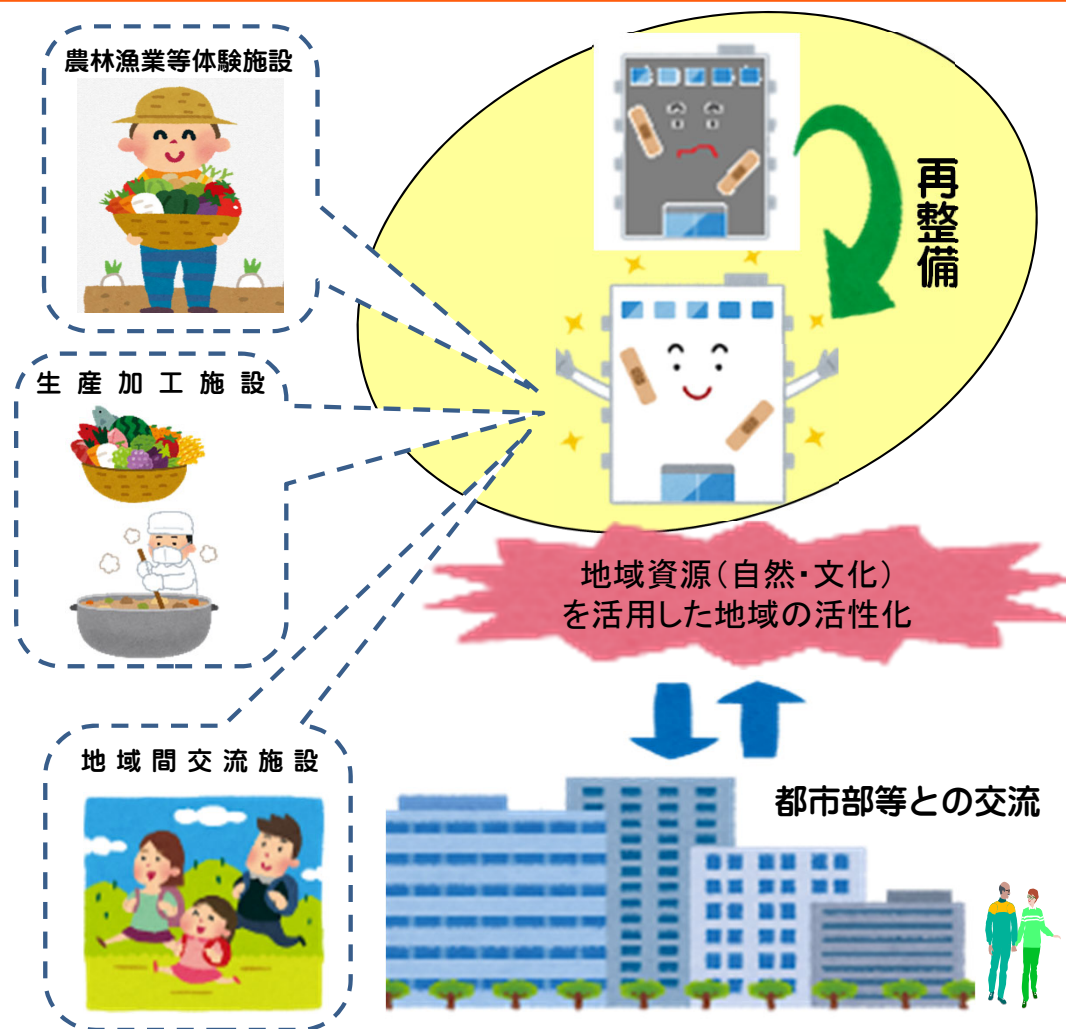
(3) 交付率

1/3以内

(4) 令和2年度予算案 60,000千円

(令和元年度予算額 60,000千円)

事業のイメージ



過疎対策事業債の概要

過疎対策事業債は、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)により過疎地域とされた市町村が、過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債である。

過疎対策事業債は、総務大臣が各都道府県に同意等予定額の通知を行い、各都道府県知事が市町村ごとに同意(許可)を行う。

充当率は100%であり、その元利償還金の70%は普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなっている。

1 対象事業

<p>産業振興施設等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地場産業、観光、レクリエーションに関する事業を行う法人に対する出資 ○産業の振興を図るために必要な市町村道、農道、林道、漁港関連道 ○漁港、港湾施設 ○地場産業の振興に資する施設 ○中小企業の育成又は企業の導入若しくは起業の促進のために市町村が個人又は法人その他の団体に使用させるための工場、事務所 ○観光、レクリエーションに関する施設 ○産業の振興を図るために必要な市町村が管理する都道府県道 ○林業用作業路 ○農林漁業の経営の近代化のための施設 ○商店街振興のために必要な共同利用施設 	<p>厚生施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○下水処理のための施設 ○一般廃棄物処理のための施設 ○火葬場 ○消防施設 ○高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設 ○保育所及び児童館 ○認定こども園 ○障害者又は障害児の福祉の増進を図るための施設 ○診療施設 ○簡易水道施設 ○市町村保健センター、母子健康包括支援センター
<p>交通通信施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○交通の確保を図るために必要な市町村道、農道、林道、漁港関連道 ○住民の交通手段の確保又は地域間交流のための鉄道施設及び鉄道車両並びに軌道施設及び軌道車両 ○電気通信に関する施設 ○交通の確保を図るために必要な市町村が管理する都道府県道 ○住民の交通の便に供するための自動車、渡船施設 ○除雪機械 	<p>教育文化施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公民館その他の集会施設 ○公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに市町村立の幼稚園、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 ○市町村立の専修学校、各種学校 ○図書館 ○地域文化の振興等を図るための施設 ○公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の学校給食施設・設備 ○公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校の教職員住宅
<ul style="list-style-type: none"> ○集落再編整備 ○自然エネルギーを利用するための施設 		
<p>過疎地域自立促進特別事業 (いわゆるソフト対策事業)</p>	<p>○地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業(基金の積立てを含む)</p>	

2 地方債計画額

令和2年度 4,700億円(前年度同額)

過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置

過疎地域の自立促進を図るため、過疎地域以外にある事業用資産を譲渡し、過疎地域内にある事業用資産を取得した場合、当該譲渡による譲渡益の一部について課税を繰り延べる措置。

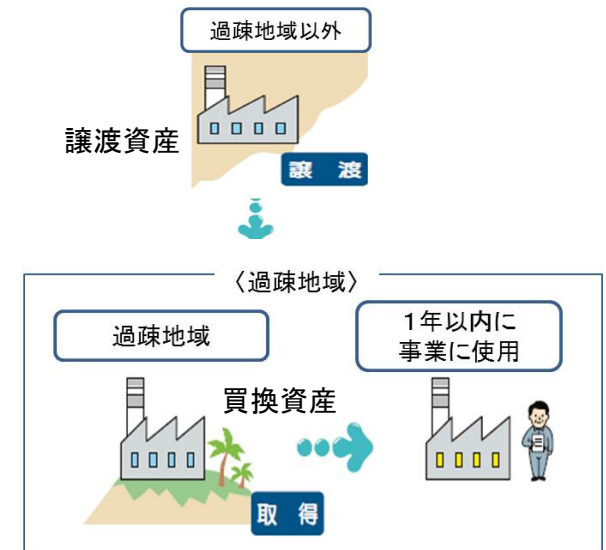
1. 内 容: 譲渡益の一部(80%)について、所得税・法人税の課税を繰延べ。

(考え方)

○ 買い換えた資産について、買換資産の取得価額又は譲渡資産の対価の額のいずれか少ない方の金額に、譲渡対価にかかる差益分を乗じた額の80%の範囲内で、買換資産の帳簿価額を圧縮できる(帳簿価額の減額分に税率を乗じた額が当該年度における減収額となる)。

(例) 譲渡資産の対価5億円(うち譲渡益4億円)、買換資産の取得価額3億円の場合
 圧縮限度額: $3\text{億円} \times 4 / 5 \times 0.8 = 1.92\text{億円}$

○ なお、買換資産の減価償却の累計額は、帳簿価額を減額した分だけ少なくなるので、減価償却期間を通じて損金算入できる額自体は変わらない(課税を繰延べする効果のみ)。



2. 適用期限: 所得税: 令和2年(2020年)12月31日まで、法人税: 令和2年(2020年)3月31日まで
 ※他の買換え特例(既成市街地等から郊外への買換え等)と同一の適用期間

3. 経 緯: 昭和45年過疎法制定時に規定。以来、租税特別措置法上の特例措置を継続的に延長。

4. 適用実績:

	適用件数	適用額 (損金算入額)	減収見込み額
H27	4	1億3882万円	3317万円
H28	8	13億1968万円	3億0880万円
H29	3	7億7803万円	1億8205万円

※適用件数及び適用額については、財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」による。
 ※減収見込み額については、適用額に基本税率を乗じて算出。

過疎地域自立促進特別措置法(抄)
 (事業用資産の買換えの場合の課税の特例)
 第二十九条 過疎地域以外の地域にある事業用資産を譲渡して過疎地域内にある事業用資産を取得した場合には、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の定めるところにより、特定の事業用資産の買換えの場合の課税の特例の適用があるものとする。

改正内容

適用期限を令和3年(2021年)3月31日まで延長 ※現行過疎法の適用期限と一致

空家対策の推進

空家等対策の推進に関する特別措置法について

概要

背景

- 適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用のため対応が必要(法1条)

施策の概要

- 国による基本指針の策定・市町村による計画の策定等(法5条～8条)
- 空家等についての情報収集(法9条～10条)
- 空家等及びその跡地の活用(法13条)
- 特定空家等に対する措置(法14条)
- 財政上の措置及び税制上の措置等(法15条)

施行状況

○国土交通省・総務省調査(令和元年4月1日時点)

1. 空家等対策計画の策定状況

2. 法定協議会の設置状況

3. 特定空家等に対する措置の実績※()内は市区町村数

	市区町村数	比率
既に策定済み	1,051	60%
策定予定あり	519	30%
令和元年度	214	12%
令和2年度	19	1%
令和3年度	2	0%
時期未定	284	16%
策定予定なし	171	10%
合計	1,741	100%

	市区町村数	比率
設置済み	735	42%
設置予定あり	415	24%
令和元年度	117	7%
令和2年度	15	1%
令和3年度	1	0%
時期未定	282	16%
設置予定なし	591	34%
合計	1,741	100%

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
助言・指導	2,890 (167)	3,515 (221)	4,271 (278)	4,910 (335)	15,586 (541)
勧告	57 (25)	210 (74)	285 (91)	370 (105)	922 (197)
命令	4 (3)	19 (17)	47 (30)	41 (19)	111 (56)
行政代執行	1 (1)	10 (10)	12 (12)	18 (14)	41 (34)
略式代執行	8 (8)	27 (23)	40 (33)	49 (44)	124 (92)

- ・調査対象: 1788団体(47都道府県、1741市区町村)
- ・回収数: 1788団体(回収率100%)

空家の定義

- 「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。(法2条1項)
- 「特定空家等」とは、
 - ①倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
 - ②著しく衛生上有害となるおそれのある状態
 - ③適切な管理が行われなにより著しく景観を損なっている状態
 - ④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にある空家等をいう。(法2条2項)

空家等

- ・市町村による空家等対策計画の策定
- ・空家等の所在や所有者の調査
- ・固定資産税情報の内部利用等
- ・データベースの整備等
- ・適切な管理の促進、有効活用

特定空家等

- ・措置の実施のための立入調査
- ・指導→勧告→命令→代執行の措置

地方自治体の空き家対策への地方財政措置

概要

- 空き家が防災・衛生・景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、「空き家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、市町村は空き家等対策計画の策定等により、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進
- 空き家に関するデータベースの整備、空き家相談窓口の設置、空き家の利活用・除却等の地方自治体が行う空き家対策のプロセス全体を特別交付税により支援

対象経費

- 市町村が行う次の取組に係る地方負担について特別交付税措置

①空き家対策のために必要な調査

- ・空き家等の所有者特定のための調査
- ・空き家等対策計画の策定等のために必要な空き家住宅等の実態把握

②空き家対策を講ずる上で必要な体制整備

- ・空き家に関するデータベースの整備
- ・空き家相談窓口の設置 等

③空家等対策計画の策定

④空き家の利活用

- ・空き家バンクの設置
- ・空き家の入居者への家賃補助 等

⑤危険な空き家の除却・改修

<除却のイメージ>

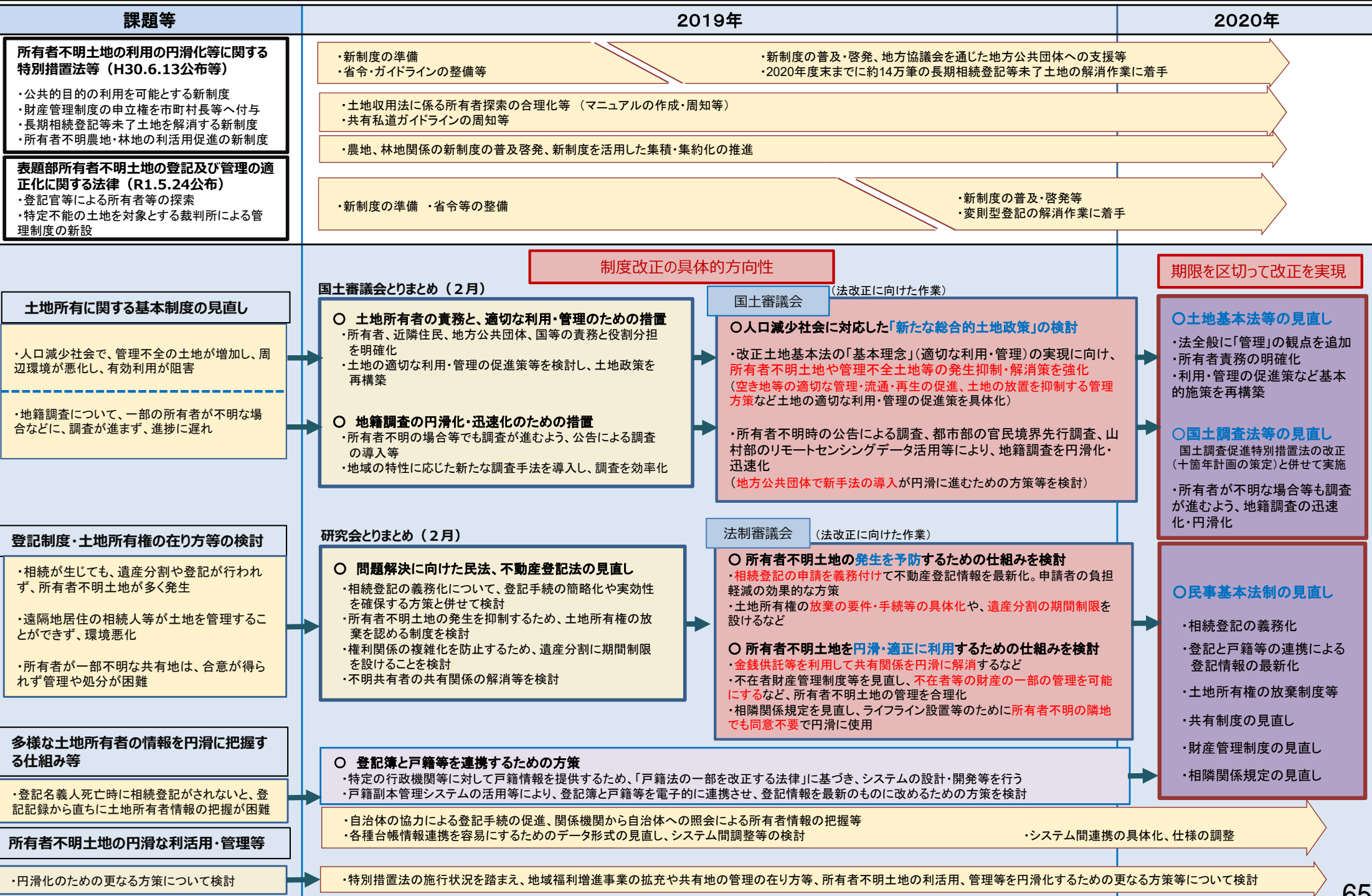


- ※①及び③については、国庫補助事業の地方負担分に限る。
- ※都道府県についても、国庫補助事業の地方負担分（①、③、⑤）を対象とする。

所有者不明土地対策の推進

所有者不明土地等問題 主要施策の工程表

令和元年6月7日 所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議資料より作成



PPP／PFIの導入促進

PPP/PFIの導入促進（総務省の取組）

- 厳しい財政制約の中で公共施設の老朽化が進む現状を踏まえると、PPP/PFIによる民間の資金やノウハウの活用は重要

1 地方公共団体への周知

- ・ 地方公共団体に対し、PFI事業の円滑な実施の促進のため、公共施設等運営権制度と指定管理者制度との適用関係、公共施設等運営権設定後の公営企業の取扱等についての通知を发出（平成26年6月30日付け総務省大臣官房地域力創造審議官通知）。
- ・ 「経済財政運営と改革の基本方針2015」等を踏まえ、「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」（平成27年8月28日付け総務大臣通知）を发出。あわせて、優良事例の横展開など、公共施設等運営権制度の積極的導入や公共施設の維持更新・集約化等へのPPP/PFI手法の導入等を促進。
- ・ また、「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」（平成27年12月15日民間資金等活用事業推進会議決定）を踏まえ、「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」について」（平成27年12月17日付け内閣府政策統括官（経済社会システム担当）、総務省大臣官房地域力創造審議官通知）を发出し、優先的検討規程の策定を要請。
- ・ 「PPP事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド（国土交通省・内閣府・総務省）」を作成・公表（平成28年10月）。※別紙参考
- ・ 公営企業についても、水道・下水道事業における広域化等及び更なる民間活用の促進のため、「平成31年度の公営企業等関係主要施策に関する留意事項について」等で示している留意点等について、地方公共団体への周知を実施。あわせて、公営企業会計の適用については、新たなロードマップにより、人口3万人未満も含め地方公共団体における取組を一層促進。

PPP/PFIの導入促進（総務省の取組）

2 公共施設等総合管理計画の策定、見直し・充実

- ・ 公共施設等の更新などに際してPPP/PFIは有効な手段であることから、公共施設等総合管理計画の策定、見直し・充実にあたってPPP/PFIを積極的に活用するよう検討することが重要。
- ・ 公共施設等総合管理計画については、各地方公共団体に対して、平成26年度から28年度までの3年間の策定を要請（平成26年4月22日付け総務大臣通知）。あわせて、計画策定にあたっての指針を策定（平成30年2月27日改訂）。当指針では、計画の検討にあたってPPP/PFIの積極的な活用を検討するよう明記。
- ・ また、説明会の開催等により地方公共団体における公共施設等総合管理計画の策定、見直し・充実を促進。

3 地方公会計の整備

- ・ PPP/PFIの導入促進のためには、地方公共団体が保有するストック情報を民間事業者に対して開示することが重要。
- ・ 総務省では、各地方公共団体に対して、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で、公表を前提とした固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計を整備するよう要請（平成27年1月23日付け総務大臣通知）。分析手法や事例の紹介、研修等の実施、特別交付税措置等により、予算編成や資産管理等への活用を促進。

4 地方財政措置

- ・ 地方公共団体がPPP/PFIを導入しても、地方財政上不利にならないよう財政措置を講じる（イコールフットイングを図る）ことが基本。
- ・ 平成27年度から、地方公共団体が国庫補助を受けて実施するコンセッション方式の導入に向けた調査等の準備事業に係る地方負担について、特別交付税措置を講じている。
- ・ 「全国都道府県財政課長市町村担当課長合同会議（平成31年4月25日）」や「地方行政サービス改革の推進に関する地方財政措置について」（平成27年8月28日付け総務省自治財政局財政課事務連絡）において周知。

5 PPP/PFIに係る調査研究

- ・ 地方公共団体においてPFI事業を遂行する際に、実務上課題となることについて、解決策を探るとともに、新たな取組の優良事例を調査研究し、地方公共団体に周知。

背景・必要性

- PPP/PFIの着実な推進を図る観点から、政府は、10年間（平成25年度から令和4年度まで）に21兆円の事業規模目標を掲げている（PPP/PFI推進アクションプラン（平成29年改定版））。
- 上記目標を達成すべく、国による支援機能を強化するとともに、国際会議場施設等の公共施設等運営事業（コンセッション事業）の実施の円滑化に資する制度面での改善措置及び上下水道事業におけるコンセッション事業の促進に資するインセンティブ措置を講ずる。

法案の概要

● 公共施設等運営権者が公の施設の指定管理者を兼ねる場合*における地方自治法の特例

- ①利用料金の設定の手続については、実施方針条例において定められた利用料金の範囲内で利用料金の設定を行うなどの条件を満たした場合に地方公共団体の承認を要しない旨の地方自治法の特例を設ける。
- ②公共施設等運営権の移転を受けた者を新たに指定管理者に指定する場合において、条例に特別の定めがあるときは、事後報告で可とする旨の地方自治法の特例を設ける。

	コンセッション制度	指定管理者制度		コンセッション制度	指定管理者制度
利用料金の設定	届出	承認		届出	届出
運営権の移転の許可・指定管理者の指定に係る議会の議決	条例に特別な定めがある場合において不要	必要	PFI法による特例	条例に特別な定めがある場合において不要	条例に特別な定めがある場合において事後報告で可

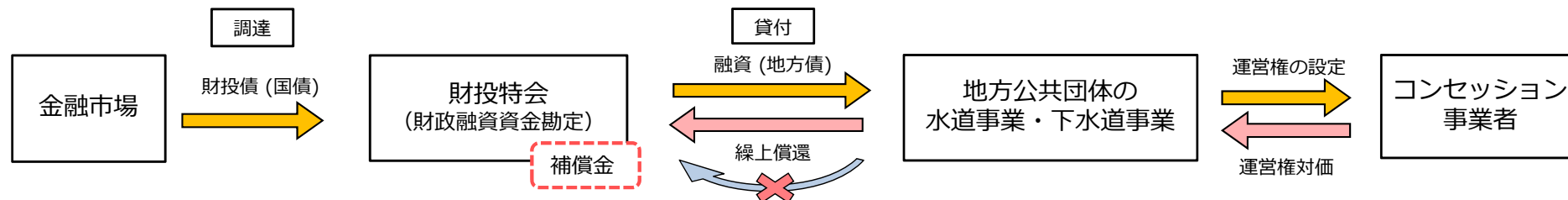
* 国際会議場施設、音楽ホールなど

条例で地方公共団体が設定

● 水道事業等に係る旧資金運用部資金等の繰上償還に係る補償金の免除

政府は、平成30年度から令和3年度までの間に実施方針条例を定めることなどの要件の下で、水道事業・下水道事業に係る公共施設等運営権を設定した地方公共団体に対し、当該地方公共団体に対して貸し付けられた当該事業に係る旧資金運用部資金の繰上償還を認め、その場合において、繰上償還に係る地方債の元金償還金以外の金銭（補償金）を受領しないものとする。

(注) なお、地方公共団体金融機構資金についても、同様の措置を講ずるよう政府から要請する。



PPP事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド（概要）

<PPP推進に係るボトルネック>

行政

・民間事業者から有意義な提案がなされるよう、有意義な提案をした民間事業者に対してインセンティブを与えたい。



・公共調達であるが故に、公平性・公正性の確保に留意する必要がある。

民間事業者

・提案にもコスト(時間・費用)がかかる。

・公募条件において、コストをかけた提案を「ただ取り」されたのでは割が合わない。



上記ボトルネックを解決するため、「PPP/PFI推進のための入札契約手続きのあり方に関する勉強会」における議論を踏まえて、「PPP事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド」として取りまとめ。

○「PPP/PFI推進のための入札契約手続きのあり方に関する勉強会」構成員

構成員

大森 文彦 弁護士・東洋大学法学部教授	内閣府民間資金等活用事業推進室参事官
小澤 一雅 東京大学大学院工学系研究科社会基盤学専攻教授	総務省自治行政局 地域自立応援課地域振興室長
根本 祐二 東洋大学経済学部教授	国土交通省総合政策局官民連携政策課長
宮本 和明 東京都市大学都市生活学部都市生活学科教授	国土交通省総合政策局 公共事業企画調整課事業総括調整官
村木 美貴 千葉大学大学院工学研究科教授	国土交通省土地・建設産業局 建設業課入札制度企画指導室長

国土交通省資料より作成

ポイント1: ルールの事前明示

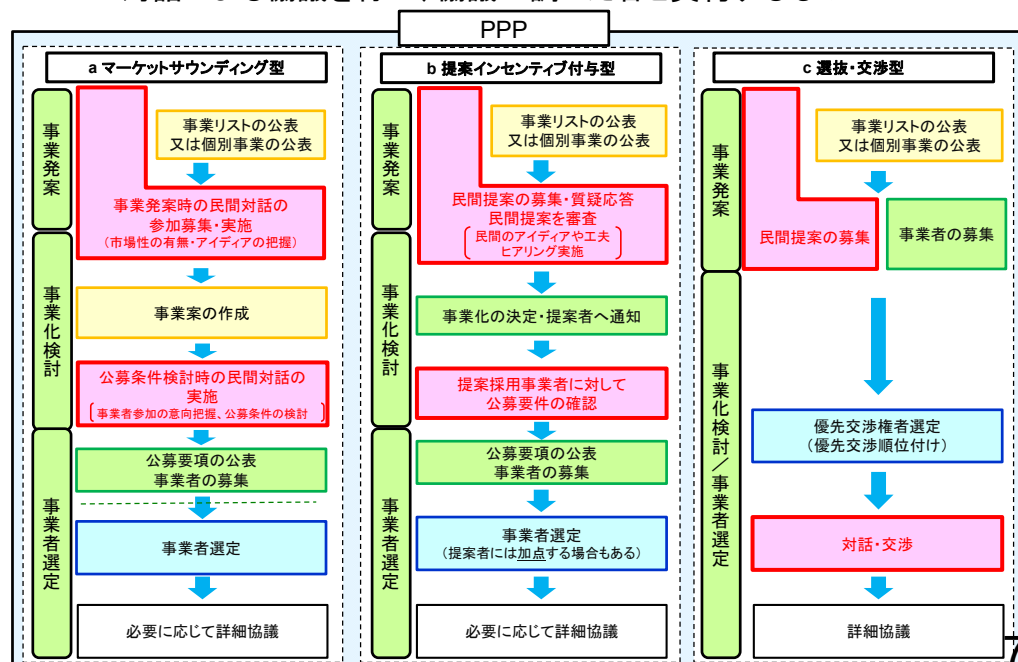
(直接・間接の)インセンティブがあり得ることを、提案募集の前に明示。

ポイント2: 中立的な第三者の活用

事業者選定に当たり、外部有識者等からなる第三者機関を活用。

【対話方式の概要】

- 明示的なインセンティブがなくとも、アイデアや意見がその後の検討内容や公募条件に反映される得ることが民間事業者のインセンティブとなる場合
 - ⇒ a. マーケットサウンディング型
参加事業者を募り、個別ヒアリング等により、意見交換・対話を行うもの
- 明示的なインセンティブが必要な場合
 - ⇒ b. 提案インセンティブ付与型
事業者選定評価において、提案が採用された事業者に対してインセンティブ付与(加点)を行うもの
 - ⇒ c. 選抜・交渉型
提案内容を審査して優先順位付けを行い、事業内容について競争的対話による協議を行い、協議が調った者と契約するもの



近年の条件不利地域の振興立法の改正

近年の条件不利地域の振興立法の改正について

- 平成27年3月末に半島振興法及び山村振興法が改正。法期限を10年間延長(平成37年3月31日まで)。
- 主な改正内容は、各法律の目的規定の改定、半島振興計画及び山村振興計画の計画事項の拡充、配慮規定の追加等。

半島振興法(昭和60年制定)

○対象地域:23地域(22道府県)

法改正にあわせて
充実された予算措置・地方財政措置

- 半島振興広域連携促進事業の創設
- 地方税の不均一課税に伴う減収補填措置
- 半島振興道路整備事業に係る地方債 等

山村振興法(昭和40年制定)

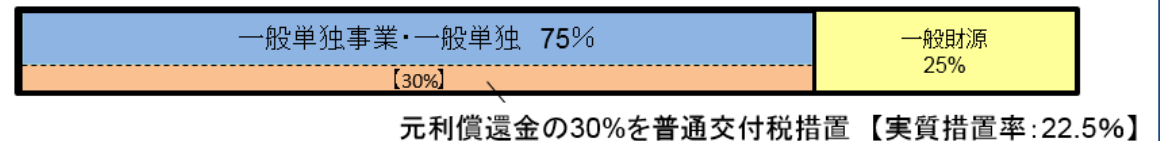
○対象地域:全国734市町村(44都道府県)

法改正にあわせて
充実された予算措置・地方財政措置

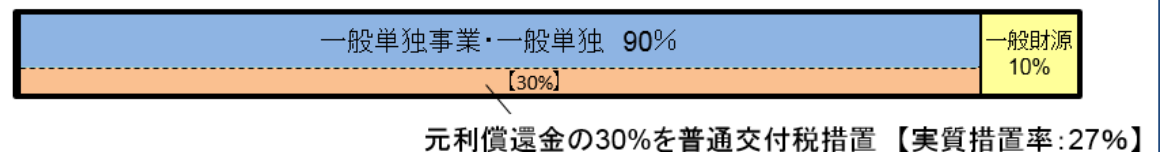
- 山村活性化支援交付金の創設
- 地方税の不均一課税に伴う減収補填措置 等

【半島振興道路整備事業に係る地方債(一般単独事業・一般事業)】

(措置率) 充当率75%、交付税措置率30%



このうち防災機能強化に資する道路：
充当率90%、交付税措置率30%



(下線部が拡充部分)

棚田地域振興の推進

棚田地域振興法の概要

- 本年6月、議員立法により「棚田地域振興法」が成立。多様な主体が参画する地域協議会による棚田を核とした地域振興の取組を関係府省庁横断で総合的に支援する枠組みが構築。

棚田地域振興法の概要

1. 目的(1条)

棚田地域における人口減少、高齢化の進展等

棚田が荒廃の危機に直面

棚田地域の振興について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の棚田地域の振興に関し必要な事項を定めることにより、貴重な国民的財産である棚田を保全し、棚田地域の有する多面にわたる機能の維持増進を図り、もって棚田地域の持続的発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

▶ 棚田地域…自然的社会的諸条件からみて一体的な日常生活圏を構成していると認められる棚田を含む一定の地域であって政令で定める要件に該当するもの(2条)

2. 基本理念(3条)

- ① 棚田地域の振興は、棚田地域の有する多面にわたる機能(農産物の供給、国土の保全、水源の涵養、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承等)が維持されるよう、棚田等の保全を図るとともに、棚田地域における定住等及び国内外の地域との交流を促進することを旨として、行われなければならない。
- ② 棚田地域の振興に関する施策は、農業者、地域住民等による自主的努力の助長及び多様な主体の連携・協力の促進を旨として、講ぜられなければならない。

3. 国等の責務(4条)

- ・ 国…棚田地域の振興に関する施策を総合的に策定・実施
- ・ 地方公共団体…国との連携を図りつつ、自主的・主体的に、地域の特性に応じた施策を策定・実施

4. 基本方針等(5条・6条)

- ・ 政府…棚田地域の振興に関する基本方針を策定(内閣総理大臣が案を作成し、閣議決定)(5条)
- ・ 都道府県…基本方針を勘案して、都道府県棚田地域振興計画を策定(6条)

5. 具体的施策(7条～18条)

(1) 指定棚田地域の指定、指定棚田地域振興活動計画の認定等

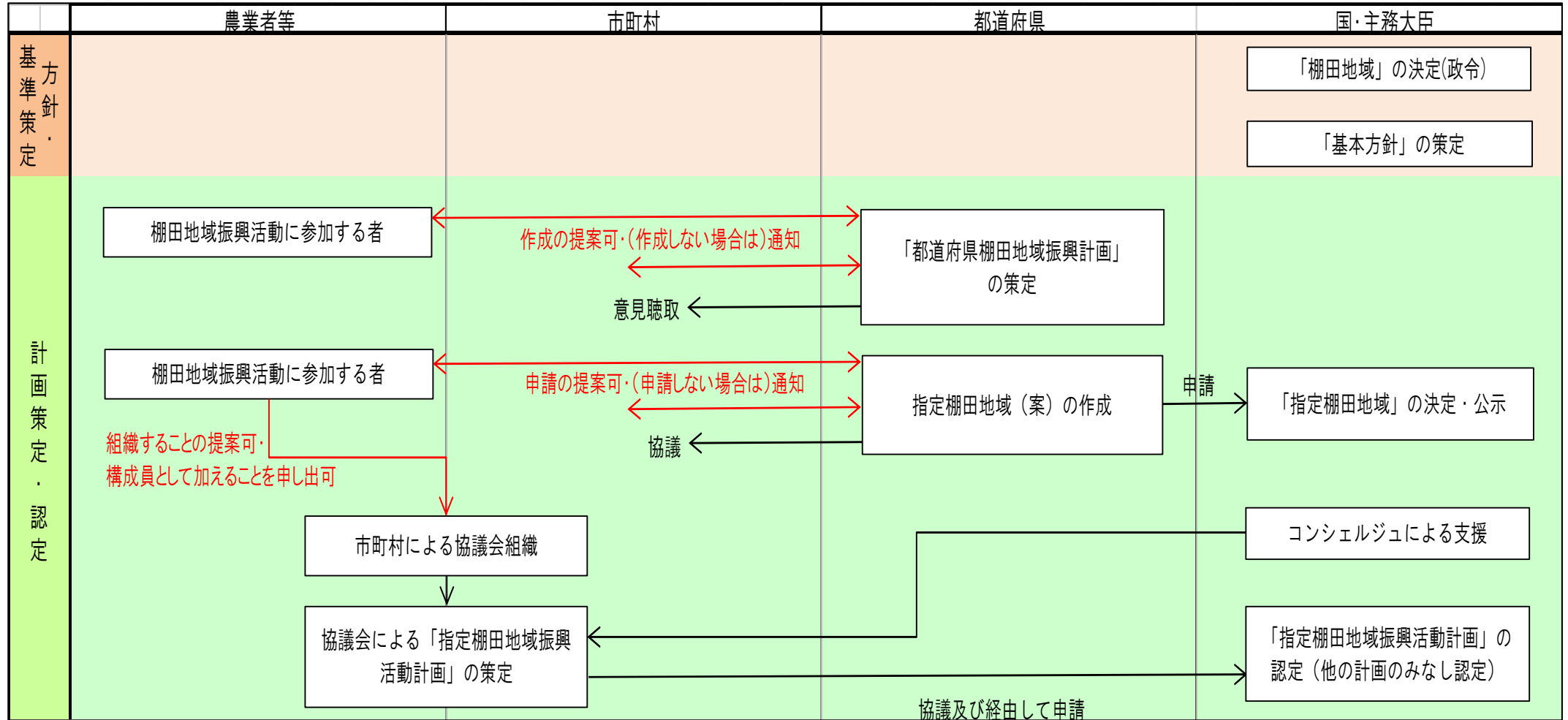
- ① 主務大臣は、都道府県の申請に基づき、指定棚田地域を指定(7条)
 - ▶ 主務大臣…総務大臣・文部科学大臣・農林水産大臣・国土交通大臣・環境大臣(18条)
- ② 市町村は、指定棚田地域振興活動の参加者からなる指定棚田地域振興協議会を組織(8条)
- ③ 国による協議会の構成員に対する情報提供、助言等の援助(9条) 棚田地域振興コンシェルジュ
- ④ 協議会が作成した指定棚田地域振興活動計画について、主務大臣が認定(10条)
- ⑤ 計画の実施状況について、主務大臣が認定市町村から報告徴収(11条)

(2) 支援等の措置

- ① 特定の事項が記載された指定棚田地域振興活動計画の認定申請は、農山漁村活性化法の規定による活性化計画の提出とみなす。(12条)
- ② 特定の事項が記載された指定棚田地域振興活動計画の認定は、エコツーリズム推進法の規定によるエコツーリズム推進全体構想の認定とみなす。(13条)
- ③ 国は、必要な財政上又は税制上その他の措置を講じ(14条)、毎年度、当該年度に実施する指定棚田地域の振興に資する事業を取りまとめて公表(15条)
- ④ 国・地方公共団体による棚田地域振興活動を担うべき人材の育成・確保のために必要な措置(16条)
- ⑤ 政府に棚田地域振興連絡会議(関係行政機関の職員で構成)を設け、棚田地域の振興に関する施策の総合的・効果的な推進を図るための連絡調整を実施(17条)

みなし認定等

棚田地域振興法のスキーム図



都道府県や市町村が積極的に動いてくれない場合はどうしたらよいのでしょうか。

法律上、棚田地域振興活動に参加する者は以下について提案することができます。

- ① 都道府県に対して、都道府県棚田地域振興計画の作成
 - ② 都道府県に対して、指定棚田地域の指定申請
 - ③ 市町村に対して、協議会を組織すること
- ①及び②の提案を受けた都道府県は、提案者に対してどのように対応するか通知する必要があります。

